

平成24年度(平成23年度分)

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書



平成24年8月

東久留米市教育委員会

目 次

	ページ
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針	1
(1) 点検及び評価の目的	
(2) 点検及び評価の対象	
(3) 点検及び評価の実施方法	
3 東久留米市教育委員会の平成23年度活動概要	1
4 平成23年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針	2
教育目標	
○自ら学び、知を創造する人間	
○豊かな心と人間性を高めていく人間	
○たくましく成長する人間	
○粘り強く行動し、実現する人間	
基本方針	
●基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立	
●基本方針2 確かな学力の育成	
●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成	
●基本方針4 健やかな心と体の育成	
●基本方針5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進	
5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成23年度主要施策の点検及び評価	4
6 平成23年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの意見	45
(資 料)	
○東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価の実施要綱	51
○平成23年度教育委員会における審議内容一覧	52
○平成23年度教育委員の活動概要一覧	55
○平成23年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と 事務事業の一覧	56

※原則、本文中の表記は最新「用字用語ブック第5版」(時事通信社)によっています。

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、施行された。この改正において、新たに第27条に「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年度からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

(1) 点検及び評価の目的

- ①東久留米市教育委員会は、毎年、重点事業・新規事業について点検及び評価を行い、実態や取り組みの状況を明らかにすることにより、課題を把握し、教育行政の一層の推進を図る。
- ②点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することにより説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

(2) 点検及び評価の対象

「平成23年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向」に基づく主要施策

(3) 点検及び評価の実施方法

- ①点検及び評価は、前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。
- ②主要施策の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- ③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。
- ④点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに市民に公表する。

3 東久留米市教育委員会の平成23年度活動概要

東久留米市教育委員会は、東久留米市長が東久留米市議会の同意を得て任命された5人の教育委員により組織される合議制の執行機関で、その権限に属する教育に関する事務を執行管理している。教育委員の任期は4年である。また、教育委員会事務局の長として教育長が置かれ、教育委員のうちから教育長が選任されている。

教育委員会の会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて緊急案件等を審議する臨時会、議案の事前審議やその他、研究を要するものを協議したり（P. 5、P. 5 2参照）、視察・研修等を行っている（P. 5 5参照）。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長へ予算に対する意見を述べた。

東久留米市教育委員会は教育行政の基本となる「教育目標」とこれを達成するための「基本方針」、「施策の方向」を策定している。平成23年度には、安全な学校と信頼される教育の確立を目指し各学校が創意工夫を凝らして取り組む「特色ある学校づくり」、確かな学力育成のための学

習指導の工夫・改善として「授業改善研究会」の充実や「理科支援員の配置」、健やかな心と体の育成のための「小学校体育副読本の給付」などの事業を継続して行い、教育施策の推進を図っている。

4 平成23年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針

【教育目標】

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行うものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

○自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。

そのため、積極的に学ぶ意欲や自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

○豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切に持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

○たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

○粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

【基本方針】

東久留米市教育委員会は、市の基本構想が掲げる「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」と、それを実現するために示された「みんなが主役のまちづくり」という基本理念の下、「教育目標」を達成するために、次の「基本方針」及び「主要施策の方向」（P. 5以降に掲載）に基づき、総合的に教育施策を推進します。

※「施策の方向」はP. 5 6の体系図参照

●基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立

新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが不可欠です。

そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。

●基本方針2 確かな学力の育成

主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。

そのために、小・中連携に基づく系統的な教育課程を編成し、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、言語活動を充実させ、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。

●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進します。

●基本方針4 健やかな心と体の育成

すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体の健康について理解を深めることが求められます。

そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。

●基本方針5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、生涯学習社会の確立を実現することが求められます。

そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなど、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。

また、市の文化財の保護・活用を通じて、歴史や文化に関心を持てるような取り組みを進めます。

5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成23年度主要施策の点検及び評価

点検・評価については「施策の取組状況」として事務事業を示し、主な項目ごとまたは関連項目ごとに評価を記載しています（カッコ内は主な所管課）。

※教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業等の体系については、P. 5 6以降の「平成23年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と事務事業の一覧」を参照。

基本方針 1

●基本方針 1 安全な学校と信頼される教育の確立

【主要施策の方向】

学校教育の充実に向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室・学務課・総務課)

①学校経営の推進

事務事業：教職員の人事管理の推進（教職員給与事務）、教職員の健康の保持・増進（教職員旅費支払事務・教職員健康診断事業【法定】・教職員健康診断事業【法定外】）

◎学校経営の推進に当たっては、学校評議員を委嘱することにより、保護者や地域住民などの意見を幅広く聴取し、多面的な視野から学校運営を見直している。また、全校が学校教職員による内部評価や保護者・学校評議員による学校関係者評価を取り入れ、主体的な点検及び評価を重ねるため、学校評価モデル校の成果を各校に周知し、諸課題の改善を図るべく努力している。

なお、評価結果については学校ホームページや学校だより、保護者会等を通じて外部に公表している。

評価

市の教育目標や学校の教育計画に基づいてより充実した学習支援に取り組み、「安全」で「安心」な学校運営を行い、信頼される教育の確立を図っている。教育委員会・学校とも、市民をはじめ、地域・保護者等からの外部評価を真摯に受け止めていく必要がある。

②児童・生徒等の就学の推進

事務事業：児童・生徒等の就学の推進（小・中学校入学通知事務、小・中学校在籍者名簿管理事務、就学通知事務、指定学校変更事務）、経済的負担の軽減（就学援助事業、日本スポーツ振興センター保険加入事業）

◎児童・生徒の就学には就学相談体制の整備に努め、入学時からの適正就学の推進を図っている。

評価

就学相談で、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞き取りながら児童・生徒一人一人に応じた適正就学の判定をしてきていることは評価できる。継続相談の必要な児童・生徒については、引き続き、経過観察を行う。

③信頼される教育の確立

事務事業：教育委員会会議開催事業、教育委員会報作成事業、教育委員会会議録作成事業、教育委員会交際事業、指導主事研修事業、学校間連絡事務、成績一覧表調査委員会事業【都指定】、教育長会参画事業、教育委員会連合会参画事業、教育関係団体負担金参画事業、「教育振興基本計画（仮称）」策定事業

◎市の教育目標や学校の教育計画に基づき、より充実した学習支援に取り組み、教員一人ひとりが「分かる授業」「できるようになる学習」「楽しい時間」を目指し、「安全」で「安心」な学校運営を行い、信頼される教育の確立を図っている。

評価

今後も、地域・保護者から信頼される学校・教育活動であるために、児童・生徒の学力向上を目指し、教員に求められる四つの力である「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図り、授業や学校行事の工夫改善に不断の努力が必要である。

◎教育委員会は定例会・臨時会・協議会を開催し、懇談を重ね、教育にかかる議案等を精力的に審議（協議）し成案を得た（P. 52参照）。平成23年度は定例会12回（22年度・21年度のいずれも12回）、臨時会6回（22年度8回、21年度7回）、協議会4回（22年度・21年度のいずれも2回）を開催し、合わせて議案50件（22年度49件、21年度42件）、報告事項78件（22年度108件、21年度105件）、協議事項4件（22年度2件、21年度1件）等に及んだ。

評価

教育委員会定例会を毎月1回開催するとともに、臨時会を随時開催した。より広い審議を行うため、議案以外にも多くの報告案件を取り上げた。さらに重要案件については協議会を開催し、慎重審議に努めた。また、会議前後には必ず関連する話題の意見交換等を行って、理解・認識の共有を図った。

◎教育委員は教育における見聞を広め、都県・他区市町村教育委員との情報交換の機会を持つため、東京都市町村教育委員会連合会等の会議（研修）に積極的に参加した。また、市立学校長との会議や懇談に加わり、学校の各種行事にも積極的に参加し、本市の教育現場の状況把握に努めた（P. 55参照）。

評価

教育委員が各種会議（研修）や学校への行事出席で得た情報・知識等を教育委員相互で積極的に交換し、また、定例会等における報告事項とするなど、情報収集に努め、認識の共有を図り、活用した。

◎平成25年4月からの計画期間を予定している「教育振興基本計画（仮称）」の骨子案を、事務局内部の検討会でまとめた。

評価

「教育振興基本計画（仮称）」は市の基本構想及び諸計画の内容を踏まえ、平成25年度から10年間を見据えた市の教育全体に及ぶ計画となるため、これまで骨子案の内部検討に当初の予定よりも時間を要した。平成24年度は骨子をもとに内容の取りまとめを行い、教育

関係者等の意見を伺う懇談会の開催や、パブリックコメントなどを行う予定である。



◎教育委員会会議録、教育委員会だより及びホームページの作成により、本市の教育行政の周知に努めた。

評価

会議録については（非公開の会議・協議会を除く）、2か月以内にホームページで公開し、また、製本して市政情報コーナーや図書館で閲覧できるように努めている。

さらに、ホームページを活用した。

【主要施策の方向】

子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。さらに、学校の体育館の耐震化や老朽化する教育施設の整備に努めます。

(施策の取組状況)

(学務課・総務課・指導室)

①子どもの安全確保の推進

事務事業：安全な通学の推進(学校通学路指定事務・交通擁護員活動事業)

◎子どもの安全確保については保護者や学校から多様な要望があり、9校の小学校から通学路に関する要望を受けた。

また、23年度で閉校する第四小学校については22年度に引き続き、第六小学校と神宝小学校へ通じる通学路の点検を行い、横断歩道の設置要望やスクールゾーンの塗り直しなどを実施した。そのほか、小学校11校からは学校安全ボランティアの協力をいただき、子どもの登・下校の安全確保をさらに強化した。

評価

保護者や学校からの要望に基づき、通学路の点検及び見直しを行うことにより、児童の登・下校時の安全を確保できたことは評価できる。学校安全ボランティアについては、全ての小学校に組織されているものではなく、各小学校で人数に差があることなどの課題が残る。

◎交通擁護員を引き続き必要な個所に配置して、子どもの登・下校における安全確保の推進を図った。

評価

交通擁護員の配置は、交通に関する安全確保だけでなく不審者対策も兼ねているため、交通・不審者対策両面から児童の安全を確保できたことが評価される。

②学校の安全管理の推進

事務事業:学校施設の整備の推進(小・中学校改修・補修事業、空調機設置事業、小・中学校施設管理事業、小・中学校耐震補強事業、東京都公立学校施設整備期成会企画事業)

◎学校施設の改修・補修事業として、第六小学校のベランダ改修、第九小学校・第十小学校・南中学校の防火シャッター危険防止装置設置、第二小学校・第六小学校のプールろ過機交換、第五小学校のガス管改修、南町小学校のフェンス改修、その他の小学校4校・中学校3校の放送設備更新等を行い、教育環境の整備・安全性の向上を図った。

また、国の交付金を活用し、小学校6校と中学校全7校の普通教室への空調機設置工事を行った。さらに、平成23年度補正予算において、未実施となっている小学校7校への空調機設置工事費を措置し、繰越明許費により平成24年度の竣工を予定している。

評価

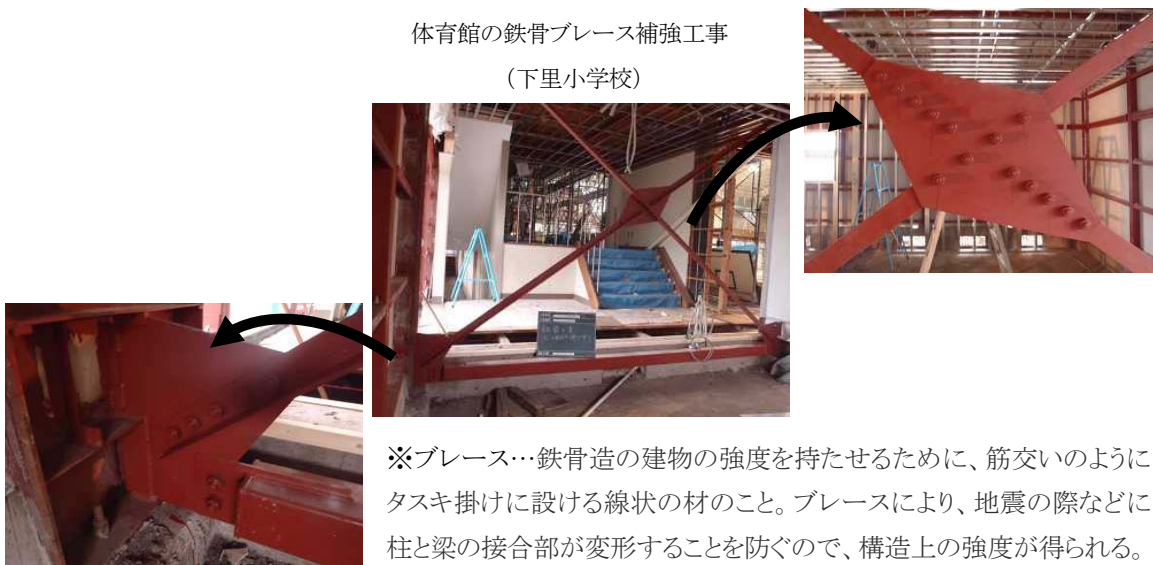
市の厳しい財政状況下にあつて、耐震補強工事等を優先して実施している。このため、多額の費用を要する学校施設の大規模改修については進んでいない状況にある。平成24年度以降においても、児童・生徒の安全確保に向け、各施設の危険箇所等の日常的点検を実施するとともに、より一層、簡易修繕を行うなどの取り組みを強化し、事故等の未然防止に努める必要がある。なお、空調機の普通教室への設置については、平成24年度中に小・中学校全校へ設置を計画している。

◎小・中学校施設の耐震化事業は、平成23年度に第六小学校、第九小学校、下里小学校、久留米中学校、西中学校の体育館を実施した。

評価

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、災害時に防災拠点ともなる学校施設の耐震化はますます重要なものとなった。本市においても体育館の耐震化は重点施策として位置づけ、積極的に推進している。また、校舎棟の耐震化は下里小学校を除き、全て完了している。平成24年度には第十小学校、小山小学校、大門中学校の体育館及び下里小学校の校舎の耐震化を予定している。なお、耐震化が未実施となっている東中学校体育館については、建て替えの検討を行っている。

体育館の鉄骨ブレース補強工事
(下里小学校)



※ブレース…鉄骨造の建物の強度を持たせるために、筋交いのようにタスキ掛けに設ける線状の材のこと。ブレースにより、地震の際などに柱と梁の接合部が変形することを防ぐので、構造上の強度が得られる。

【主要施策の方向】

「東久留米市立学校再編成計画」（以下「学校再編成計画」という）及び「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要（基本プラン）」（以下「基本プラン」という）を踏まえ、教育条件の整備を推進します。また、東部地域の学校再編成については、「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」に基づき、統合準備会を中心に、関係者との意見調整を図りながら進めます。

（施策の取組状況）

（学校適正化等担当）

①機能的な学校づくりの推進

事務事業：学校の適正規模の推進（学校再編成事業）

- ◎本市における学校の適正規模の推進は「東久留米市立学校再編成計画」が目指すところの「どこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる権利を保障するために学校を配置する」との方針に基づき、「単学級・小規模校の解消」を最優先課題として取り組んでいる。

第四小学校については、平成22年4月に策定した「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」に基づき作業を進めた。第四小学校、第六小学校、神宝小学校の校長で組織する3校連絡会を中心に児童が円滑に受け入れ校に移行できるよう交流事業等を実施し、平成24年2月17日の閉校記念式典を経て、同年3月末に閉校した。

評価

3校連絡会では、第四小学校の保護者からの意見や要望等を踏まえた交流事業等を実施した。また、第四小学校の保護者との連携により、通学路の安全点検を実施して必要な対策を講じたほか、スクールカウンセラー※による児童のメンタル面のサポートに努めた。

※スクールカウンセラー…児童・生徒の不登校や問題行動等の対応に当たって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。それに対応するため、公立中学校を中心に配置された、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する専門家のこと。

【主要施策の方向】

地球温暖化対策等や環境学習の一環として、校庭の芝生化や緑のカーテンなど省エネルギーに向けた取り組み、ならびに新学習指導要領に係る教材整備を進め、教育環境の充実を図ります。

（施策の取組状況）

（総務課）

①教育環境の整備推進

事務事業：校庭芝生化事業、新学習指導要領に係る教材整備事業、教育施設エネルギー管理事業

- ◎地球温暖化対策、緑化対策に加え、環境学習効果や地域でのコミュニティ形成に資するものとして、平成23年度には小山小学校において校庭の芝生化整備(654㎡)を行った。秋から児童に開放し、授業や休み時間等で利用されている。

また、ボランティアによる維持管理も行われており、教育環境の充実が図られている。



芝生化した小山小学校の校庭

評 価

校庭芝生化は、第六小学校及び小山小学校で実施している。芝生は維持管理に手間がかかるため、良い状態で維持するためには専門業者・学校関係者・ボランティア等が一体となって協力し、維持管理していく体制をつくっていくことが必要である。引き続き、校庭の芝生化事業を推進する。

◎新学習指導要領に伴う教材の整備については、平成23年度は小・中学校における各教材の消耗品や備品を購入し整備を行った。平成24年度においても同様に消耗品及び備品の整備を進める。

評 価

小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から新学習指導要領が本格実施されるため、平成24年度完了を目途に事業を進めていく必要がある。

【主要施策の方向】

子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①特色ある学校づくりの推進

事務事業：特色ある学校づくり推進事業、小・中学校周年行事事業

◎全小・中学校が年度当初に特色ある学校づくりの計画を立て、推進を図った。

学校では1学期から子どもたちの実態を把握し、保護者や地域の協力の下に取り組んでいる。

評 価

特色ある学校づくりは保護者や地域の協力の下に、具体的に児童・生徒の活動の充実を図りながら、積極的に取り組んでいる。

また、学校だよりやホームページ等でも随時紹介するなど、広報活動にも力を入れている。

指導室では11月5日を「学校一斉公開日」とし、市民に周知を図る機会を設けた。



トマト栽培の様子(小学校)

【主要施策の方向】

学校の自立的改革を進めるために、校長の指導の下、学校で「週ごとの指導計画」を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実にいき、教育課程の適正な編成・実施を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①教育課程の適正な運営

事務事業：学校運営事業【指導】、小・中学校移動教室事業、教科書採択事業

◎「週ごとの指導計画」は小・中学校合わせて100%の提出状況であり、校長の指揮の下、教育活動を計画的に実施している。学校評価についても教職員による内部評価、保護者や地域関係者による学校関係者評価を全校が実施し、保護者・地域の期待に応える努力をしている。

評 価

「週ごとの指導計画」の提出は定着しており、教育課程は適正に実施されている。学校評価については関係者評価を中心に数値を公表し、肯定的な数値の割合が少ない項目については改善策についても示している。

例えば、「分かりやすい授業づくり」の場合、その手立てを指導案に明記し、参観した教員相互で評価して成果を共有するとともに、課題を次期以降の授業で解決するよう図っている。さらに保護者には保護者会や学校だよりで、地域関係者には学校評議員会などで説明するなど努力している。

【主要施策の方向】

教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①年間指導計画の公表

◎年間指導計画や評価計画及び評価規準等は教育課程の届出とともに各学校から提出を受け、さらには各学校のホームページ、年度当初の保護者会や学校だより等でも、授業改善推進プランとともに公表に努めている。

評 価

年間指導計画や評価計画及び評価規準等については、全小・中学校で年度当初に示された。授業改善推進プランは国や東京都・市による学力・学習状況等に関する調査の結果を踏まえて毎年夏までに見直しを行い、10月以降、全小・中学校のホームページに掲載している。

②授業公開・校内研究会の充実

事務事業：東久留米市教育研究奨励事業

◎授業公開は各学校において各学期に1日以上開催し、行事の公開とともに計画的に実施している。また、11月5日(土)は東久留米市立の小・中学校一斉公開日として、市内の幼稚園及び保育園等未就学児の保護者や市民に広く呼びかけ、延べ1万人以上に公開した。

校内研究会は年間を通して小学校で6回以上、中学校では4回以上開催し、研究授業も主に若手教員の育成を目的として、各校5回程度実施している。

評価

各学期における授業や行事の公開は定着してきている。11月5日(土)の小・中学校一斉公開日は保護者以外の市民等の来校者もあり、盛況であった。

→学校一斉公開日の様子(小学校)



←学校一斉公開日に行われた「道徳授業地区公開講座」の様子(中学校)。P. 28参照

【主要施策の方向】

教員の授業改善及び指導力の向上に資するため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、資質・能力の向上に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①教職員の研修の充実

事務事業：教員研修事業【校内・校外】、教員指導力向上事業、教職員研修活動事業【都指定】、コンピュータ研修事業、生活・進路指導事業、コア・サイエンス・ティーチャー※活用事業

◎指導室事業として初任者研修をセンター研修10回と宿泊研修(2泊3日)、2・3年次研修(年間4回)、4年次授業観察(年間3回)、10年経験者研修(年間7日程度)を、主に教育センターと学校において実施した。

これらの研修は本市の教員の約3分の1に当たる約150名の若手・中堅教員が対象であり、該当するすべての対象職員が受けなければならない悉皆研修として、授業改善・工夫と教員の資質向上を目指した内容の研修を中心に行った。



夏期休業中のスキルアップ研修の様子
(教育センターで)

- ◎教務、生活指導、進路指導の各主任会や主幹会等の職層による研修、食育や情報等の今日的教育課題に対応した研修会も4～10回開催した。
- ◎夏季休業期間中（4日間程度）、教員を対象にした特別研修会を計画し、教科指導の技量アップや児童・生徒理解を進めるための講座や実技研修等を行い、自由選択講座のほか若手教員のための悉皆講座を開催し、延べ289人が参加した（22年度240人、21年度352人）。

※コア・サイエンス・ティーチャー（Core Science Teacher（CST））…東京都教育委員会がお茶の水女子大学と共同で養成した、地域の理数教育において中核となる、指導力と教材開発力に優れた小・中学校の教員のこと。

①全体の評価

研修の機会は指導室年間計画で示し、各学校とも該当者全員が参加できるよう努力している。夏季休業期間中の研修は児童・生徒のサマースクールや東京都教育委員会主催の研修等との日程の重複などが課題であるが、東京都の研修決定後に本市が2次募集を行うことで、研修を希望する教員の研修機会をできる限り確保している。

【主要施策の方向】

東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、教育に関する情報の収集・発信についても機能の充実を図ります。

（施策の取組状況）

（指導室）

①教育センター事業の効果的展開

事務事業：教育センター維持管理事業

- ◎教育相談の回数は月平均200回を超え、この10年間、年延べ3,000回以上の相談を受けている。不登校の児童・生徒が入室している学習適応教室は中学生26名が通い（22年度25人、21年度21人）、3年生7人は全員が進路決定した（22年度10人、21年度7人）。また、1・2年生も11人が学校復帰することができた（22年度6人、21年度9人）。
- ◎教職員等の研修で教育センター研修室を活用した年間回数は329回であり、68の研修会等で活用した（22年度：426回・68の研修、21年度：495回・66の研修）。
- ◎学校教育活動の支援として、情報教育支援員の派遣、箏・三味線の和楽器の貸し出し、人権学習や教科のビデオ教材の貸し出し等を年間通して実施した。
- ◎市立小・中学校の教育活動を支援するため、教育関係職員の研修や教育に関する調査研究等を行う学校支援室にスクールソーシャルワーカー※2人（22年度3人、21年度2人）を配置し、福祉的なアプローチで児童・生徒を支援した。

※スクールソーシャルワーカー（School Social Worker（SSW））…児童・生徒が直面するさまざまな環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、児童虐待等や家庭の状況に起因する不登校や問題行動等の未然防止、改善及び解決、学校内のケース会議等の充実を図るため、本市の教育委員会でも起用した「社会福祉士」や「精神保健福祉士」等の有資格者、及び教育や福祉の分野における活動経験の実績等を有する専門家のこと。

①全体の評価

相談室は17人の相談員により、相談（来室と電話）業務及び各種検査等で対応している。相談件数が3,000回を超えることから、要望は大きい。学習適応教室は個別指導を中心に6人の指導員で対応している。学校復帰率は上級学校への進学を含め、高く評価できる。

さらに、教育センターでは研修会場・教材の貸し出しのほか、連合行事等の準備等を行っており、今後とも、学校支援の要としての今日的な教育課題に対応できる教育センターとしての充実を図る。

②教育センターの人材の有効活用



若手教員を対象とした研修会の様子
(教育センターで)

◎多様化する児童・生徒の理解を深め適切な指導を行うため、教員の指導力や授業力の向上に取り組むことが重要である。学校では若手教員の増加が顕著になっており、教育センターでは若手教員育成研修を実施し、学校を支援している。

さらに、教育アドバイザー※を初任者教員の指導や小学校1年生の学級に対し要請のある学校に訪問させ、校内体制づくりに助言や支援を行った。

※教育アドバイザー…各小学校を巡回し、初任者対応や小一問題対応などへの助言をしたり、相談に応じるために、東京都教育委員会が指名している元学校長等の管理職経験者や退職教員などのこと。

◎情報教育支援員※はコンピュータ活用授業の支援のほか、情報モラルに関する研修の講師として、保護者・地域関係者の会合にも招かれた。

※情報教育支援員…授業活用・情報モラル教育をはじめとするさまざまな教育活動を支援するため、市教育委員会でも起用した情報教育に関する専門性を有した人材のこと。

②全体の評価

初任教員の増加や配慮を必要とする児童・生徒が増える中で、教育アドバイザー等による学校での授業観察や指導・助言は重要視される。また、情報モラル・セキュリティー等の問題は、解決しなくてはならない技術的な面や相談する関係機関との連携強化が必要となってくる。

情報教育支援員やスクールソーシャルワーカー等の専門性に優れた人材の確保は喫緊の課題である。学校支援室の拡充を図り、多様化する今日的な教育課題に対応できる教育センターにする必要がある。

【主要施策の方向】

学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校教育の公開・説明の推進

事務事業：教育要覧作成事業

◎全小・中学校はホームページや学校だよりにより、教育目標、学習内容及び授業のねらいや授業改善推進プラン、さらには教育活動等の事前の周知をして、学校教育の公開と説明を行っている。また、学校教職員による内部評価や保護者・学校評議員による学校関係者評価を積極的に受け、改善に努めている。

◎平成23年度は中学校において、生徒による授業評価を全校で実施した。それによって、教師の授業改善に対する意識が高まり、反省と改善を加えた結果、生徒の授業への満足度も着実に向上した。また、生徒への指導にも役立てることができ、一定の成果を収めてきた。

さらに、教員相互の授業評価を行う学校も増加した。評価を受ける回数は年間5回以上実施している学校もあり、年度内に改善を図る努力をした(22年度・21年度とも年間5回以上)。

①全体の評価

学校教育の公開と説明は積極的に全小・中学校で行われているが、その回数や周知方法等については、学校の実情によって異なっている。また、教務主任会において学校評価の内容や評価のサイクル等を検討し、各校の取り組みの参考とした。

②開かれた学校づくりの推進

◎教育活動の公開と説明に努めることと合わせて、地域の教育的な資源（人材及び地域の施設や自然環境等）を生かして教育活動に導入するなど、各校が実態に応じて工夫している。

例えば、囲碁や将棋を教えてもらったり、琴や三味線・和太鼓の指導を地域の方に支援してもらったりしている。

また、地域に伝承されているお囃子の指導を地元の保存会から受けるなど、特色ある教育活動と合わせて、開かれた学校づくりを推進している。



地域の方に囲碁の指導を受けている様子(中学校)

評価

小学校では、「総合的な学習の時間」やさまざまな体験学習に、地域人材をゲストティーチャーとして招くことが定着している。

中学校については学習内容や学習進度の関係から、地域人材の活用は小学校に比べると少ない。生徒の活動としては市内の社会福祉施設等での介護支援ボランティアを実施したり、地域の祭りが開催された翌日の片付けに参加したりするなど、地域貢献活動が盛んである。



地域と小・中学校の共催で行った地域清掃後に汁ものを振る舞われる様子

【主要施策の方向】

障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥／多動性障害※、高機能自閉症※などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。

(施策の取組状況)

(指導室・学務課)

①特別支援学級の充実

事務事業：特別支援学級校外学習事業、特別支援学級通学バス運行事業、特別支援学級宿泊学習事業

◎特別支援学級については、引き続き、固定学級を小・中学校に開設し、第三小学校に4学級29人、第七小学校に3学級22人、神宝小学校に3学級20人、東中学校に1学級5人、中央中学校に3学級22人の児童・生徒が在籍した。通級指導学級では、第七小学校に4学級41人、東中学校に1学級5人の児童・生徒が通級した。

また、平成25年度に新たに設置する小学校の特別支援学級に続き、中学校においても新た

に平成26年度から特別支援学級を開設するため、中学校の「特別支援教育の環境整備計画(平成23年度～25年度)」を策定した。

評価

小学校に固定学級及び通級指導学級を新たに開設することは、学校間の児童数を平準化するとともに、他区市に通級している児童や保護者の負担を軽減することから評価できる。

また、中学校についても教育の継続性を考慮すれば、市内で特別支援教育を受けられることは評価できる。しかし、在籍生徒数が少数であることから、教員の確保や学級を開設することの課題は残る。

※注意欠陥／多動性障害（ADHD）…Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder。

ADHDとは年齢や発達に不釣り合いな注意力、及び／または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。7歳以前現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※高機能自閉症…3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

②特別支援教育の推進

事務事業：特別支援対象児就学事業、就学支援委員研修事業

◎小・中学校に在籍する児童・生徒の障害に応じて適切な支援を行うため、就学支援委員会には特別支援学級設置校の校長をはじめ、副校長会代表、特別支援・通常学級の教諭及び養護教諭、近隣特別支援学校の教諭・医師等を交えて、教育的対応の充実を図った。

関係諸機関と密接な連携を図り、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞いた上で、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進した。

評価

就学支援委員に専門家を入れることで適正就学の判定材料になるなど、体制の整備が確立したことは評価できる。

【主要施策の方向】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けることができるよう、家庭、幼稚園、保育園と小学校以降の教育との連携を強化し、小学校への円滑な連携に努めます。また、教育の機会均等に資するため、中学校卒業後、経済的理由により高等学校への修学が困難である生徒に対し、学資金の助成を行います。

(施策の取組状況)

(学務課・総務課)

①就学前機関との連携

事務事業：就学支援シート活用事業、公立幼稚園保育料徴収事務

◎保育園や幼稚園等に通っている幼児が、小学校での生活を楽しくスムーズにスタートできるよ

う、生活の様子等を小学校に引き継ぐため、「就学支援シート」を引き続き活用した。

◎平成20年度で公立幼稚園は閉園したが、当時の幼稚園児の保護者に対し電話及び郵送による保育料の督促事務を行った。

①全体の評価

就学支援シートを活用することは、保育園・幼稚園等での様子を学校へ伝えられることからスムーズな支援の引き継ぎができるため、評価できる。しかし、就学支援シートは任意のため、学校に対象者全員の情報提供ができないという課題が残る。

②高等学校等への修学支援の充実

事務事業：奨学資金助成事業

◎市奨学資金運営委員会の審査を経て、平成23年度は都立高等学校に修学する高校生に毎月5,000円・17人（22年度20人、21年度22人）及び私立高等学校に修学する高校生に毎月1万円・11人（22年度10人、21年度6人）の給付事業を行った。

なお、23年度は私立高等学校の入学支度金（20万円）の貸し付けは申請がなかった（22年度1人、21年度は申請なし）。未償還の奨学生に対しては郵送または訪問による督促事務を行った。

評価

経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の給付及び貸付を行うことで教育の機会均等を図っていることは評価できる。

【主要施策の方向】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。



小中連携の取り組みで、小学生と中学生があいさつ運動をしている様子(小学校で)

(施策の取組状況)

(学務課)

①学校間の連携の推進

◎学校間の連携については小学校から中学校への円滑な移行を図るため、小・中連絡会の分科会を中学校区ごとに組織して小・中交流会を実施したり、夏休みにサマースクールを開催するなど、小・中連携を図っている。

また、特別支援学級との連携では、市内在住で都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が市内の公立小・中学校に副次的に籍を置く副籍制度を設け、地域の小・中学校行事における交流、学習活動への参加など、居住する地域とのつながりの維持・継続を図った。

評価

居住する地域の中で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

【主要施策の方向】

学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については「東久留米市個人情報保護条例」及び「東久留米市情報公開条例」に基づいて適正に取り扱います。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校情報の公開

- ◎ホームページによる公開は全校で行っている。教育目標・教育活動の紹介・授業改善推進プラン・学校への交通案内等については、全校で掲載している。学校だよりや教員の研究活動等が半数以上の学校で掲載されている。また、ホームページに個人情報の保護をうたったり、インターネット運用を明記したりするなどの学校が11校ある(22年度・21年度のいずれも9校)。なお、写真掲載には児童・生徒が特定されないよう画像処理をするなどの配慮を図っている。
- ◎学校では情報モラル・セキュリティ担当者を決め、校内研修において情報モラルの意識向上を図るために、表現に対する人権感覚を高めたり、個人情報の扱い方についても共通理解を図るなど適切な対応に努めている。

①全体の評価

各小・中学校で、工夫を凝らしたホームページによる公開が行われている。また、児童・生徒の個人情報の扱いについては、適正な管理・運営に努めている。特に、個人情報等の漏洩防止のために研修や情報提供を行い、常に注意喚起に努めている。

基本方針 2

●基本方針 2 確かな学力の育成

【主要施策の方向】

わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学習指導の工夫・改善の推進

◎東京都による学力調査、さらに本市独自でも学力に関する調査を実施し、児童・生徒の各校の実態に合った授業改善推進プランを立てて、学習指導の工夫・改善を推進している。

小学校では教科等で育成したい能力を明確にして年間の研究テーマを設定し、低・中・高学年の分科会等を設けて研究授業を行い、「分かる授業」「できる授業」を目指して校内研修に取り組んでいる。

中学校では教科の枠を超えて、授業を教員相互に公開し、授業力向上に取り組む校内研修を進めている。



校内研究会の様子(中学校)

評価

小学校においては指導の工夫・改善のための研修には研究授業と協議を行い、さらに専門性の高い教育関係者を講師に招き、指導・助言を受けることが定着しており、若手教員の指導力向上が図られている。中学校においては校内に同一教科の教員が少なく、校内研修では教科の指導法の研修が課題である。そのため、年5回実施される教科別の授業改善研究会の取り組みが指導力向上のための貴重な機会となっている。

市教育委員会としては教科別の授業研究や若手教員の授業力向上の研修の充実を図るとともに、毎年、東京教師道場※の部員及び助言者へ市内の教員を積極的に推薦している。

※東京教師道場…東京都教職員研修センターによる、授業研究を通して2年間、継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨く研修（機関）。

【主要施策の方向】

学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの到達状況や特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成を進めるなど、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①子どもの特性に応じた多様な教育の推進

事務事業：日本語学習指導事業

- ◎日本語の習得及び日本の文化や生活習慣の理解を深め、日本の生活や学校生活の早期対応を図るように、日本語指導のための講師を派遣している。

②少人数学習の推進

事務事業：学校教育サポート（学力向上支援員・情報教育支援員）事業

- ◎少人数学習集団による授業は、習熟度別学習による授業とチームティーチング※（TT）授業と合わせると、全小・中学校で実施している。特に、小学校では算数、中学校では英語と数学で多く実施されている。

※チームティーチング（team teaching）…複数の教師による協力的指導のこと。

③多様な教育の推進

事務事業：音楽鑑賞教室事業、連合音楽会事業、学力向上支援事業、社会科副読本作成事業、理科支援員等配置事業、副読本等に関する事業、連合作品展事業、小・中連携教育課程委員会事業

- ◎多様な教育への取り組みとして、国際理解教育や環境教育などの今日的な教育課題へ独自性をもって取り組むほか、基礎・基本の定着を図るために各校の実情に合わせて、漢字や計算等に学校独自で校内検定や校内体制を取って学習計画を立てて取り組んだり、学力を支える生活リズムの定着を図る活動などを行っている学校もある。

①～③全体の評価

学力向上を図るための調査結果や児童・生徒の学習状況等を踏まえ、学校ごとに学習意欲の向上や学力向上のための工夫を図っている。例えば、校内漢字・計算検定を独自で実施したり、各種検定に積極的に取り組ませたりする学校だけではなく、学力を支える生活リズムの定着を図る活動や、学力の土台となる体力を向上させたりする取り組みを推進している学校もある。特に、読書活動は小学校では14校（全校）が朝学習に取り入れている（22年度14校、21年度13校）。

また、少人数学習集団による授業は、「算数ルーム」「少人数教室」などの名称を付けて小学校全校で実施しており、教室の学習環境を整備したり、既習学習内容を掲示したりして、意欲的に取り組んでいる。

【主要施策の方向】

世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育を推進するとともに、ALT（外国語補助指導員）や地域の人材の協力を得て外国語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①伝統と文化の理解の推進

◎国際理解教育において異文化理解に努めるとともに、自国の伝統と文化の理解を図る活動も進めている。例えば、小学校では6年生全員が和楽器の演奏ができるようになる機会を通して、日本の伝統・文化を体験し学んでいたりと、地域から指導者を招いて「竹とんぼ」を全校児童で作製段階から学ぶことを学校の伝統行事として、長年取り組んでいるところがある。

中学校では総合的な学習の時間等の中で、国際理解教育の推進を図るとともに、音楽では箏や三味線を中心に和楽器を学び、日本の伝統・文化について体験を通して理解を深めている。

評価

伝統と文化の理解のための活動としては、音楽、社会及び総合的な学習の時間などで進めているが、学習指導要領の改訂を受け、日本の伝統・文化についての学習をさらに推進していく。

②英語教育等の推進

事務事業：外国人による英語教育事業、小学校英語活動事業

◎小学校では1年生から英語活動に英語活動支援講師を活用して全校で実施し、1学級当たり1年生～4年生が8時間、5・6年生は35時間実施している。

中学校では1学級当たり12時間を外国語補助指導員（ALT）の活用を起用して英語教育の充実に図っている。

**評価**

小学校では英語活動支援講師の活用は十分に図られているが、担任の指導力には課題が残る。中学校では英語科教員の研修が充実しており、ネイティブスピーカーとしての外国語補助指導員も十分に活用されている。

指導員の技量については平準化を図るとともに、さらに高めていく必要がある。

ネイティブの先生による会話を中心とした英語の授業の様子(中学校)

【主要施策の方向】

子どもたちの地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めるため、全小・中学校を対象とした環境教育推進月間を設定し、CO₂の削減に向けた環境教育を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①環境教育の充実

◎年3回、学年を替えてCO₂削減の取り組みを行っている。環境を意識した行動を数値化し、自分たちの取り組み成果を実感できるように工夫することで、活動の意欲づけを行っている。

評価

児童・生徒の実態に応じて、緑のカーテン作りやビオトープを使った活動を行っている。さらに、校庭の芝生化など施設の改良も行っており（P.8～9参照）、児童・生徒の活動は盛んになっていることは評価できる。

【主要施策の方向】

子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校と家庭の協働の推進

◎家庭学習の習慣化を図るために、授業では課題（宿題）の出し方の工夫に努め、学校だよりや保護者会等での家庭学習の重要性を訴えるなど啓発にも努めている。

◎東京都による学力調査、さらに本市独自でも実施している学力調査の結果を児童・生徒一人一人に返却し、本人及び家庭に学習の成果を確かめてもらうとともに、学習習慣の調査結果も合わせて周知している。このことによって、家庭学習の見直しや推進を図っている。

①全体の評価

各学校では学習習慣の定着に向けて、授業における学習規律を徹底させる取り組みのほか、個別指導にも努めている。家庭学習を含め、学習習慣の定着は学習内容の指導のあり方や学習意欲・関心とのかかわりが大きい。今後も、学校が「分かる授業」「できるようになる学習」「楽しい時間」を目指し、家庭への協力を働きかけていくことが必要である。

【主要施策の方向】

「総合的な学習の時間」の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において「総合的な学習の時間」の授業の教育効果の向上に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①総合的な学習の充実

◎学校からは教育課程の届け出の際に、「総合的な学習の時間」の年間指導計画（全体計画）の提出を受けて、各学校の児童・生徒の実態や地域の実情に合った意図的な学習になるよう求めている。さらに、次年度へ成果と課題が反映されるよう実施報告も求め、必要に応じて指導助言に努めている。

全学年による総合的な学習の時間の発表の様子(中学校)

**評 価**

「総合的な学習の時間」における取り組みの内容には、各学校が特色ある活動として継続して取り組んでいるものが多い。しかし、取り組む内容が多く時間数が足りなくなっている現状がある。そのため、活動を重視するのではなく、活動を通じて思考力・判断力・表現力等の能力が身に付く学習となるよう指導・助言をしている。

【主要施策の方向】

情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的教育課題に対し、規範意識の向上を図るため、「情報モラル教育」などを充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①情報教育の充実

事務事業：教育活動支援事業

◎情報教育支援員※を2人配置とし、コンピュータを活用する授業のアシストや情報モラル・セキュリティに関する啓発や研修に当たっている。

特に、情報モラルに関しては小・中学校とも、児童・生徒の情報モラルの意識の向上には学校だけでなく、家庭まで含めた児童・生徒の生活環境すべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発に努めている。

評 価

情報教育支援員によるコンピュータ活用授業のアシストは、コンピュータを活用できる教員が増えたことで減りつつあるが、情報モラル・セキュリティに関する教員や保護者向けの啓発や研修の講師としての活用が増えている。携帯電話等の「サイト」や「ネット」での誹謗中傷

基本方針 2

による「いじめ」が新たな社会問題となっているため、情報モラル・セキュリティ担当者会を平成19年度から立ち上げた。



パソコンを活用した授業の様子(小学校)

平成19年度の調査結果からトラブルに巻き込まれている児童・生徒が本市でも存在していることが判明したため、平成20年度は特に携帯電話等のトラブルに対する指導や保護者への啓発のあり方等を検討した。平成22年度は「保護者と子どもが共につくる携帯使用ルールづくり」について、東京都青少年治安対策本部が行っている「ファミリーeルール」の講師を招へいして行った。平成23年度は警視庁サイバー犯罪対策課から講師を招へいし、「サイバー犯罪の実際とその対策」についての研修会を行った。

※情報教育支援員…P. 13参照

【主要施策の方向】

子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐくむとともに、「ガイダンスの機能」の強化に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①キャリア教育の充実

◎勤労の尊さや創造することの喜びを体得させることは望ましい勤労観や職業観をはぐくむとの認識に立ち、3日間以上の中学校の職場体験を推進している。

評価

キャリア教育の重要性については各学校とも認識しており、職場訪問や体験等の機会は教育課程に位置付けている。受入側の事情もあり、実施期間が重複しないよう学校間の調整や、新たな体験先を開拓していく必要がある。



職場体験で店舗の商品陳列を行う中学生

【主要施策の方向】

子どもたちが進んで読書する態度をはぐくむため、「文字・活字文化振興法」及び「東久留米市子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にふれる機会の充実や、情報活用能力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(図書館・指導室)

①子ども読書活動推進計画の推進

◎計画にある学校図書館の整備と、学校全体で取り組む読書活動を行った。図書館では、各図書館および学校図書館支援センターにおいて、児童・生徒の読書活動の支援、学校等への情報提供、学校図書館整備支援、学校や児童関係施設への団体貸し出し、ボランティアの育成等、読書推進と読書環境整備の事業を行った。

評 価

学校図書館の整備は少しずつではあるが前進しており、今後も支援を続けていく。

また、「子ども読書活動支援計画」については現計画を検証し、次期の支援計画の策定に向けて体制を整備していくとともに、学校、指導室、図書館の連携をさらに進め、学校、地域の読書活動の推進を図っていくことが求められている。

基本方針 3

●基本方針 3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

【主要施策の方向】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」などにに基づき、人権教育を推進します。

(1) 人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育などを通じて、人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

(2) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①人権教育の推進

- ◎校長会・副校長会をはじめ初任者研修会等、職層に応じて幅広く人権感覚を高める研修を実施した。また、人権教育推進委員会を年5回(22年度・21年度とも4回)行い、各校の人権意識を啓発するリーダー研修も行った。さらに、本村小学校では東京都人権教育推進校として、研究発表を行った。
- ◎児童・生徒の人権感覚を高めるために、児童・生徒の人権「標語」「ポスター」「作文」の募集を毎年行っている。平成23年度は小・中学校全21校からの応募があり、作品応募総数は3,390点であった(22年度:21校・3,299点、21年度:21校・3,596点)。優秀作品を顕彰する意義を込めて、表彰式「市民のつどい」を12月8日(土)に開催した。
- ◎人権尊重教育の推進に係る検討委員会を設置し、学識経験者及び校長等の委員と検討を重ね、報告書をまとめた。教育委員会をはじめ市立学校教育関係者はこの報告書をもとに、東久留米市立小・中学校における人権教育の推進に最善を尽くし、人権教育の一層の推進に努めた。

①全体の評価

人権教育を推進するために、先ず、教員の人権感覚を高めさせ、人権についての知識を身に付けさせるとともに、身の回りにあるさまざまな差別の解消を図らなければならない。人権教育推進委員会では東京都から講師を招へいし、人権教育プログラムの研修を実施したり、自校の指導計画を見直したりした。また、児童・生徒の人権感覚を高めるための作品審査に教員をかかわらせた。これにより教員の人権感覚が高まった。

今後は、学校訪問の際に見聞する教員の発言・掲示物・行動に対して、指導室として人権感覚が高まる指導・助言を繰り返し実践していく必要がある。

【主要施策の方向】

子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校、家庭及び地域の連携を図ります。また、「東京都男女平等参画基本条例」及び「東久留米市男女平等推進プラン」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を子どもたちに理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①豊かな人間性の育成

事務事業：人権尊重教育事業、人権尊重教育推進校事業

- ◎人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭及び地域の連携を図るために、道徳授業地区公開講座をはじめ、学校一斉公開日や学習発表会などの学校行事を公開して、児童・生徒の道徳授業や学習成果・表現活動を発表する機会を設けている。

評 価

学習発表会など年間に数回行われる学校行事の公開には、保護者や地域の方が積極的に参加している。特に、11月5日（土）に全小・中学校で実施された学校一斉公開日には、延べ1万人以上の市民が学校を訪問し、授業を参観した。また、小学校の学習発表会や中学校の合唱コンクールなどは、児童・生徒自らが高め合い、集団意識の醸成につながっている。

【主要施策の方向】

社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動などの様々な体験活動の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①体験活動の充実

駅前で大日本大震災の義援金活動を行っている様子

- ◎地域・関係機関などの協力を得て、中学2年生では職場体験を全校で実施している。また、中学校では地域清掃活動・美化活動を年間1回から3回実施している。さらに、毎年、地域の祭りの翌日の片付けと清掃に参加し、地域を構成する一員としての自覚を持たせるための活動をしている学校もある。
- ◎社会福祉協議会主催の夏ボランティアにも、多くの児童・生徒が参加している。

①全体の評価

体験活動は職場体験のほか、福祉体験や地域貢献の活動が中心になっている。社会福祉協議会主催の夏ボランティアには初任者教諭の参加もあり、学校の夏季休業中の活動として定着している。

基本方針 4

●基本方針 4 健やかな心と体の育成

【主要施策の方向】

子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。

(1) 学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。

(2) 道徳授業地区公開講座※などを全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①道徳教育の推進

◎各学校では道徳教育の全体計画・年間指導計画に則って、学習指導要領に示されている年間授業時数35時間を超える道徳の授業を実施し、規範意識や豊かな心の育成を図っている。

◎道徳の授業の時間数を確保するという課題から、内容の充実を課題とするように転換を図っていくため、教育課題研修において「道徳」を取り上げ、効果的な展開や児童・生徒の心情を育てる授業づくりについて研修会を開催した。

②心の育成の推進

◎学校では道徳の授業を中心に規範意識の育成を、また、学級活動では集団の一員としての望ましい態度の育成を、さらに、学習発表会や合唱祭等の行事を中心に表現活動の充実を図りながら、児童・生徒の心の育成を推進してきた。

◎道徳授業地区公開講座を小・中学校全校で実施し、道徳の授業の参観と地域・保護者と教員による「心の教育」について意見交換等を実施し、地域の大人への「心の教育」のあり方や重要性についての啓発を行っている。



道徳授業地区公開講座で配布

された資料を読む生徒(中学校)

※道徳授業地区公開講座…東京都教育委員会は家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成10年度から都内の公立小・中学校等で「道徳授業地区公開講座」を開催している。平成12年度からは「心の東京革命」の一環として位置づけ、より広く都民に公開することを重視し、平成14年度には都内すべての公立小・中学校で、さらに平成18年度からは都立学校のうち、すべての中等教育学校前期課程及び付属中学校、特別支援学校を加えて実施されている。

①～②全体の評価

道徳教育の要としての道徳の授業は、全小・中学校で年間指導計画に沿って時数が確保され、適正な実施が図られた。また、校内研修や授業改善研究会、初任者研修等でも道徳の授業の指導法の研修が進められ、充実が図られていた。しかし、道徳授業地区公開講座の意見交換会や講演会への保護者の参加が少ない実態がある。そのため、休日である土曜・日曜日の開催や授業参観を1・2・4校時に実施し、3校時目を意見交換会に設定するなど、運営の工夫をしている学校がある。

【主要施策の方向】

学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐくみます。また、体力の向上を目指し、学校、家庭及び地域が連携・協力して、健康・体力づくり・食育を推進します。

(施策の取組状況)

(学務課・指導室・生涯学習課)

①子どもたちの体育・健康教育の充実

事務事業：子どもたちの健康の保持・増進(小・中学校定期健康診断事業、口腔衛生指導事業、小・中学校環境衛生管理事業、学校医等設置事業【小・中学校】、学校医等各種研究会事業、就学時健康診断事業、体力向上支援事業)、スポーツ教育推進校事業

◎健康教育については、「学校給食」の分野では各学校の給食主任・栄養士による「学校給食部会」を年3回開催した。部会では学校公開日に給食試食会を実施して、正しい食習慣を身につけるための健康教育に関する情報交換を行った。

評 価

各学校で「食に関する年間指導計画」の資料とするために、部会で話し合われた内容を活用している。

◎小学校5・6年生、中学校1年生を対象に体力調査を実施した。その結果から、学校全体及び子どもたち一人一人に、体力向上の必要性と自己の体力の優れている点や不足している点を示すことができた。また、同時期に行う生活習慣に関するアンケートの結果からも、運動の傾向や運動を含めた生活習慣の改善策を情報提供している。

◎子どもを対象としたスポーツ事業としては、少年少女駅伝大会に445人(22年度501人、21年度449人)、はるな梅マラソンへの選手派遣26人(22年度26人・東日本大震災のため大会中止、21年度25人)、自然体験教室37人(22年度60人、21年度46人)、スポーツ少年団体力テスト426人(22年度495人、21年度569人)などを実施した。

◎3月20日(祝)に開催された中学生「東京駅伝」大会は3回目を迎えた。これは、東京都により、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上や競技力の向上などを目指すもので、区市町村立の中学校から選出された選手たちが、男子は42.195kmを17人で、女子は30kmを16人で完走した。

評 価

本市の子どもの体力テストの結果から、得点の高い子どもと低い子どもに二極化する傾向が



見られる。クラブなどで運動をしている子どもほど得点が高いため、今後も引き続き、各地域における子どものスポーツ活動の充実に向けた取り組みを促す施策に力を入れる必要がある。

味の素スタジアムの応援席から見た
「東京駅伝」大会の様子

【主要施策の方向】

(1) 「いじめ0 (ゼロ)」「不登校0 (ゼロ)」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。

(2) 課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー※・スクールソーシャルワーカー※等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①いじめと不登校の対応の充実

事務事業：教育相談事業、不登校対策事業、全国適応指導教室連絡協議会参画事業、教育相談員報酬支払事業、スクールソーシャルワーカー活用事業

◎校長会、副校長会及び生活指導主任会等のさまざまな教員研修会において、「いじめは絶対に許さない」との認識に立ち、早期発見・早期解決・未然防止の啓発を年間通じて行っている。さらに、スクールカウンセラー連絡会を年1回開催し、指導室・教育相談室と学校とが連携している。

◎不登校の児童・生徒には学習適応教室での個別の対応とともに、学校に登校できるが教室に入れない児童・生徒には学習支援に当たれる学生等の学校への派遣を実施した。さらに、学期ごとに、不登校児童・生徒の一人一人の状況を学校とともに指導室において把握し、かかわり方等の指導・助言に努めている。

◎文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業を受け、平成20年10月から活動を開始した。学校だけで対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いることにより、課題のある家庭や子どもたちをより支援できる体制が整った。

※スクールカウンセラー…P. 8参照、スクールソーシャルワーカー…P. 12参照

②非行などの課題への対応の充実

◎非行防止や健全育成に向けての迅速な対応を図るため、月1回の生活指導主任会において、非行防止や安全対策に関する国や東京都からの方針等の情報提供を速やかに行うことに努めた。

また、児童相談所や警察署との連携強化のため、主任会への参加を要請し、学校との連携の機会を増やした。さらに、本市の教育相談員やスクールソーシャルワーカーにも同席を求めている。

①～②全体の評価

いじめと不登校等に対する対応については学校では個々の状況を把握し、必要に応じて校内委員会やケース検討会を開催するなど、具体的な対応に努めている。同時に、学習適応教室及びスクールソーシャルワーカー等と相談機関との連携を取りながら、個々の児童・生徒や保護者の意向等を十分に尊重し、学校復帰・進路選択ができるよう努めている。また、3学期には「個別適応計画書」を全校で作成し、課題のある児童・生徒の情報や指導方法についての情報を共有し、より効果的な手立てが継続して取れるよう実施している。

非行防止や健全育成に向けては、日ごろからさまざまな連絡会等を通して、子ども家庭支援センター、児童相談所や警察署等との連携強化を図っており、具体的な対応は迅速に行われている。近年大きな問題となっている携帯サイトやネット等での誹謗・中傷等のいじめの問題に対しても保護者への啓発を進めるため、PTA連合会や学校との研修会を開催し、意見交換会を行った。

【主要施策の方向】

「東久留米市食育推進づくりの基本方針」や学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指します。子どもたちに食の大切さや正しい知識を身に付けさせるため、学校における食育を推進します。

(施策の取組状況)

(学務課・指導室)

①食に関する指導の充実

事務事業：小学校給食の充実(小学校給食事業、小学校給食におけるO-157等対策事業、学校給食施設維持管理事業、学校給食施設衛生管理事業、学校給食における地場産農作物活用事業、小学校給食調理業務委託事業、学校給食配送事業、学校給食施設整備事業)、中学校給食の充実(中学校給食事業、中学校給食におけるO-157等対策事業)

◎児童・生徒期は望ましい食習慣を形成する時期のため、教育活動全体で「食育」の充実を図った。特に、地産地消の観点から東久留米の産業への理解を深めるため、地場野菜を積極的に給食へ取り入れた。さらに、4課(健康課、障害福祉課、保育課、学務課)栄養士連携会議で夏・冬野菜のレシピを作成して給食で提供したり、レシピを各家庭に配布して食への関心や意識を高めた。そのほか、旬の野菜への理解を促すため、農家の庭先販売と連携するなど、学校、家庭、地域と連携して食育に取り組んだ。



大型テレビに映し出された、バランスの良い
お弁当を発表する児童の様子(食育の授業で)

◎「食に関する指導の全体計画」を推進するため、研究授業を実施した。各小学校の栄養士がティームティーチング(TT)により、6年生の家庭科で「伝えよう ありがとうの気持ち」を題名に、お弁当づくりを通して、家族との心のつながりを深める授業を全校で行った。

児童は自分のお弁当を作ることで、バランスの良い食事や日ごろの食事作りの大変さを理解し、家族への感謝を表していた。

①全体の評価

「食育」では保護者に対する周知や、栄養士を配置していない子校に対する指導を充実することなどは評価できる。また、「地場産農作物」を学校給食に活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることは食指導の充実として評価できる。

②小学校給食調理業務委託の推進

◎昭和60年1月、文部省(現文部科学省)から「学校給食業務の運営の合理化について」が各都道府県教育委員会あてに通知され、この中で、一定の条件の下、地域の実情等に応じた適切な方法により、学校給食運営の合理化を推進するよう方針が示された。

本市の学校給食は、昭和63年度に導入した親子調理方式を基本として取り組んできた。それから20年余りが経過し、行財政改革、定員適正化の観点から学校給食のあり方についても見直しをする必要があった。以上のことから、将来にわたって安定的な調理体制を確立し、「食育の推進」を基本としながら学校給食の目標を達成するため、平成22年度から第七小学校、23年度には第一小学校及び第九小学校に給食調理業務委託を導入した。

また、平成24年度から導入する小山小学校についても、保護者説明会をはじめ選定委員会を5回開催し、プロポーザル方式により委託業者と契約を締結する。

評 価

学校給食の調理員については東京都の配置基準に基づき配置しているが、正規職員のほかに正規代替の臨時職員を配置して、都の基準を満たしているという現状があった。

しかし、臨時職員が病気等の理由で欠けた場合、新たな臨時職員の即時雇用が難しく、安定した調理体制の確保が困難であった。調理業務を委託することにより、常時、東京都の基準を満たした調理員が確保され、安定した調理体制を確立できることは評価できる。

【主要施策の方向】

保護者は、家庭における子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①家庭教育への支援の充実

◎保育付き家庭教育事業として、「少年非行の現況について」「親子のコミュニケーション」「衣類のリフォーム術」「父子で作る地場野菜料理（春）・（冬）」「平清盛の生涯と秘話」などの10講座・167人（22年度6講座・172人、21年度9講座・232人）を開催した。

評価

現在の子育て世代の多くは乳幼児の世話をする体験が少なくなっているため、子育ての戸惑いや不安が多いという状況がある。

このため、保護者に対する学習の機会を設け、子育ての専門家の話を聞いたり、子育て仲間との情報交換の場を設け、支援することができた。

【主要施策の方向】

学校のクラブ活動や部活動の充実とともに、市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。また、平成25年、本市が会場市となる「第68回国民体育大会（スポーツ祭東京2013）山岳競技」の開催に向けた準備を進めます。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①体育施設の有効活用等の推進

事務事業：体育施設管理運営事業、体育施設維持管理事業、スポーツセンター管理運営事業

◎テニスコートや野球場、運動広場などの利用者数は26万867人（22年度21万9,141人、21年度27万1,159人）であり、前年度より41,726人増加した。スポーツセンターの利用者数は37万3,392人（22年度37万1,398人、21年度37万2,559人）であった。

なお、スポーツセンターは東日本大震災の影響による節電のため、4月1日から6月5日まで夜間開放を中止した。

評価

スポーツセンターは指定管理者制度を18年度に導入し、23年度から2期目の指定期間（5年間）が1期目と同じ指定管理者「東京ドームグループ」によってスタートした。利用者数は震災による開放中止期間があったにもかかわらず微増となり、継続して市民ニーズをとらえたサービスは向上し、維持管理を含む管理運営全般について利用者は好意的である。今後もさらに市民ニーズを踏まえた自主事業等の充実が図られることが期待できる。

テニスコートについては、21年度に廃止となった新川町コートの代替確保の要望が強く、引き続きその確保に努める必要がある。

②スポーツ事業の充実

事務事業：教室事業の充実(スポーツ教室事業)、大会事業の充実(スポーツ大会事業、市町村総合体育大会参加支援事業、広域行政圏事業【多摩六都ゲートボール大会事業】)、補助事業の充実

◎スポーツ教室事業では和弓教室やアーチェリー教室、クライミング教室、ジョイフルソフトボール教室など798人(22年度808人、21年度963人)、ニュースポーツデー736人(22年度652人、21年度906人)、スポーツセンター指定管理者自主事業の水泳や太極拳、フラダンスなどの各種レッスン6万394人(22年度6万248人、21年度6万349人)などを行った。

スポーツ大会事業では、体育の日のファミリースポーツフェスティバル1,852人(22年度1,860人、21年度1,234人)、市民つなひき大会291人(22年度560人、21年度524人)、市町村総合体育大会への選手派遣139人(22年度144人、21年度131人)、その他の事業として市民体力テスト23人(22年度12人〈年2回のうち3月12日分は震災の影響で中止〉、21年度28人)などに取り組んだ。



初心者和弓教室



市民つなひき大会で応援する
スポーツ祭東京2013「ゆりーと」※

評価

各種スポーツ事業は体育指導委員会・体育協会・学校関係者などが連携して推進している。特にファミリースポーツフェスティバル及び市民つなひき大会などの参加者が多い事業は体育協会・体育指導委員会が中心となって展開し、運営は安定している。

23年度も取り組んだ市民体力テストは参加者が増加していないが、増加・定着するよう継続する。

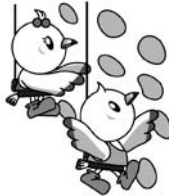
今後も関係団体との協議を深め、スポーツに定期的に取り組むことのない市民に対し、

気軽に実践できるウォーキングやニュースポーツを紹介し、スポーツを通じた健康・体力づくりを進めていくことが必要である。参加者が大きく減少した市民つなひき大会は、学校行事の日と重複したことによるため、改善を要する。ニュースポーツデーは、種目の工夫により参加者増となった。

※「ゆりーと」…スポーツ祭東京2013のキャラクターで、都民の鳥「ゆりかもめ」がモチーフとなっている。「アスリート」や多くの人々が、東京都を舞台に夢と目標に向かって羽ばたいていくよう、スポーツ祭東京2013を応援する。

- ◎平成25年に開催する第68回国民体育大会（愛称「スポーツ祭東京2013」。広くは「国体」という。）では、8月に市実行委員会を87人で設立した。実行委員会には補助金を交付し、市民文化祭や市民みんなのまつり、その他市内各所で開催されるイベントでグッズ配布などの普及・啓発活動を行うとともに、10月には山口国体（山口市）を視察した。

評価



地域のスポーツ振興と地域の活性化を推進できる国体の開催であることから、実行委員会と協働し、開催機運の醸成や市開催競技であるクライミングの普及活動などをさらに活発化していく必要がある。また、競技運営に支障のないよう、万全の準備が必要である。

スポーツ祭東京2013「ゆりと」

③指導者や組織の育成の推進

事務事業：体育指導委員会運営事業、体育協会活動支援事業

- ◎体育指導委員会ではニュースポーツデーを年14回、市民体力テストを年2回、ウォーキング事業や市民つなひき大会などの各種事業に通年で取り組んだ。

評価

体育指導委員は、スポーツ基本法の施行（23年8月、スポーツ振興法の全部改正）により「スポーツ推進委員」と名称変更された。名称が表わすとおり、スポーツ事業の企画・運営や協力など、広く市民のスポーツ活動が推進されるようさらに役割が増すこととなる。

市民体力テストは、体力低下の現状を認識してもらえる施策としての成果が上がるのが期待される。

- ◎体育協会では、各種スポーツ大会への選手派遣497人（22年度448人、21年度380人）、国体等ジュニア育成4,149人（22年度3,774人、21年度3,059人）、学校活動への指導者派遣36人（22年度52人、21年度52人）などに取り組んだ。

体育協会に対しては、スポーツ振興事業及び屋外スポーツ施設管理業務の委託2,375万9,000円（22年度2,405万9,000円、21年度も2,405万9,000円）、活動費の補助150万円（22年度160万円、21年度163万5,000円）を行った（いずれも予算ベース）。

評価

体育協会はNPO法人格を取得後、組織及び業務、財務の改善・安定に努めているとともに、委託しているスポーツ事業の実施、屋外スポーツ施設の管理業務は安定した運営が図られている。今後も引き続き、初心者から選手までの段階別普及事業や指導者養成、競技水準向上のためのシステム化が求められる。また、スポーツ基本法において、スポーツ団体はスポーツの振興のための事業を行うことが明文化され、より一層の努力が求められるようになった。

基本方針 5

●基本方針 5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

【主要施策の方向】

地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①市民の地域活動の推進

事務事業：社会教育委員活動の推進(社会教育委員の会議運営事業、社会教育のあらまし作成事業)

◎社会教育委員(10人)の会議は「今後の生涯学習(スポーツ振興を含む)のあり方」などを検討するために年3回開催した。また、東京都市町村社会教育委員連絡協議会総会・役員会・理事会・交流大会への出席(4回)、研修会への参加(1回)などを行った。

また、23年度に実施した文化・体育・学習活動の実績をまとめた「社会教育のあらまし」を作成した。

評価

社会教育委員の会議は、市の「教育振興基本計画(仮称)」に盛り込むべき生涯学習施策の検討を引き続き行い、報告書をまとめる必要がある。

②学習の機会や場の充実

事務事業：社会教育関係指導者養成講座の充実

◎東京都レクリエーション協会が実施するレクリエーション指導者資格取得事業の補完事業として、現場実習の場を文化協会に委託して提供した。東久留米七福神めぐりなど3事業(1事業は雨天により中止)で19人の参加があった。

評価

指導者養成のための補完事業であり、市内の資格取得者の市内での活動が期待される。

③社会参加の仕組みなどの整備の推進

事務事業：社会教育関係団体への補助(文化協会活動支援事業)、社会教育主催者賠償責任保険の充実(主催者賠償責任保険事業)、社会参加事業の充実(生涯学習活動支援事業【成人式、野草園事業、子ども神輿等貸出し事業、市民ギャラリー管理運営事業】)



◎文化協会に対しては、22年度から生涯学習事業(市民大学・成人式・野草園など)及び社会教育法に規定される事業(青少年教育・障害児のつどい・市民文化祭などの旧公民館事業)の委託1,258万6,000円(22年度1,027万1,000円、21年度100万円)、活動費の補助90万円(22年度90万円、21年度300万円)を行った(いずれも予算ベース)。

また、主催者賠償責任保険事業104団体（22年度115団体、21年度100団体）、成人式747人（22年度751人、21年度751人）、野草園活動208人（22年度232人、21年度208人）、子ども神輿等の貸し出し9件（22年度12件、21年度8件）、市民ギャラリーへの展示49団体（22年度45団体、21年度29団体）などを行った。市民ギャラリーへの展示は、22年度から展示期間を1団体当たり2週間から1週間へ見直している。

評価

文化協会はNPO法人格を取得後、組織及び業務、財務の改善・安定に努めているとともに、委託している生涯学習事業は安定した運営が図られてきている。

生涯学習活動を通して市民の社会参加を一層促進させるため、生涯学習団体のニーズを踏まえ、それらの団体が活動の主体となれるような支援体制が必要である。行政主導から市民団体との協働への転換が進展しつつある。

④生涯学習の振興の推進

事務事業：生涯学習委託事業（市民大学運営委員会事業、市民大学・同大学短期コース等事業）

◎市民大学（運営委員10人、委員会10回開催）の中期コースは二つのテーマで開催した。一つ目の「東久留米をもっと知ろうパート2『私たちの暮らしと活力あるまちづくり』」は受講者30人、15回で行い、受講者報告書を作成した。22年度のパート1は48人、テーマは異なるが21年度は32人、いずれも15回であった。

二つ目の「防災まちづくり学校」は受講者30人で12回であった（22年度29人、21年度27人、いずれも12回）。短期コースは18講座・329人（22年度20講座・367人、21年度12講座・230人）であった。

評価

生涯学習に対する市民ニーズの多様化とともに、学習活動の運営主体としていかに市民が参加していくかが課題となっている。このような中、中期コースでは市の特性を生かしたテーマにスポットを当て、事例検討や講義を通じて地域活動に参画できる機会の創出に取り組んだ。

また、防災まちづくり学校や市民が講師となる短期コースは、学んだ成果を生かす場として活用された。

【主要施策の方向】

地域住民が主体となり、学校内外における子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、地域や学校の教育活動への支援体制を充実します。

（施策の取組状況）

（指導室・生涯学習課）

①教育活動への支援の充実

事務事業：生涯学習委託事業（子ども体験塾委託事業）

◎市内の広域・異年齢の子どもたちが参加するジュニアクラブとして、高崎市榛名地域での田植え・稲刈り体験や都内でのグループ活動など、年間を通じてさまざまな活動を体験した。参加者は22人・12回（22年度28人・12回、21年度19人・8回）であった。

また、文化協会独自事業の体験塾フェスティバルは、2日間で956人(22年度は震災の影響21年度は水ロケット打ち上げ54人、体験塾フェスティバル3日間・2,041人)が参加した。

評価

子どもたちが実際の体験を通して、さまざまな年代の人たちと触れ合い、コミュニケーション能力を高め、社会のルールを学び、さまざまな感性を磨ける機会の一つとなるよう推進させることが必要である。

体験塾フェスティバル「茶道」



【主要施策の方向】

学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し効率的な活用を図ります。

(施策の取組状況)

(総務課・生涯学習課)

①学校等の施設開放と活用の推進

◎野球・サッカー・バレーボール等を行うために地域のスポーツ団体などから申請を受け、小・中学校校庭及び体育館などの使用許可を行った。月曜日から金曜日までの許可件数は小・中学校合計で2,588件(22年度4,245件、21年度4,761件)であり、土曜並びに日曜及び祝日の許可件数は小・中学校合計で4,827件(22年度5,230件、21年度5,568件)であった。

許可場所別では小・中学校体育館の使用許可件数は3,912件(22年度5,589件、21年度6,416件)、学校校庭は2,581件(22年度2,948件、21年度3,043件)、教室は933件(22年度938件、21年度870件)である。利用者減の要因としては、東日本大震災の影響による節電のため、4月1日から6月5日まで夜間開放を中止したことが挙げられる。

評価

子どもや成人の体力低下が指摘されているため、今後も学校施設利用者が増加するよう関係団体との調整とともに、利用形態の見直し、施設の安全管理などが求められる。成人の団体からの利用要望もあるが、校庭が狭く施設の安全管理、児童・生徒の安全の観点からも利用枠の確保は難しい状況である。

【主要施策の方向】

生涯学習センターや図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(生涯学習課・図書館)

①生涯学習センター事業の活動の推進

事務事業：生涯学習委託事業（少年教育・家庭教育・障害者青年教室・障害児のつどい〈お日さまサンサンフェスティバル〉・市民自主企画講座）、子どもまつり・障害児のつどい（ポカポカはるのつどい）支援事業、生涯学習センター管理運営事業



市民手作りコンサートの出演者とスタッフ

◎指定管理者JN共同事業体の管理運営は2年目を迎え、休館日（月1回に減少）、利用区分（一日当たり3区分から4区分に増加）も定着した。市民ニーズをとらえた自主事業の開催は市民と共に盛り上げる形で行われ、維持管理を含む管理運営全般について利用者は好評であった。年間利用者数は14万9,968人で前年度より2,127人の減となった（22年度15万2,095人〈生涯学習センター〉、21年度13万2,859人〈中央公民館〉）。

利用者減の要因としては、東日本大震災の影響による節電のため、4月1日から6月5日まで夜間開放を中止したことが挙げられる。

評価

指定管理者制度の導入2年目であり、制度の大きな柱の一つである市民サービスの向上についてはモニタリングの結果も良好であった。今後は残り3年間の指定期間で、収入面の工夫も含めさらに向上するよう協議を進めていく必要がある。

◎社会教育法に規定される事業（旧公民館事業）は、生涯学習事業として一本化し、文化協会への委託により、障害者青年教室266人（22年度249人、21年度301人）、市民自主企画講座4講座・376人（22年度3講座・234人、21年度3講座・330人）などに取り組んだ。

また、子どもまつり（毎年約2,500人が参加）及び障害児のつどい「ポカポカはるのつどい」165人（22年度は震災の影響で中止、21年度246人）は市民のニーズが一層反映される形で、市民団体等が構成する実行委員会が企画・運営の中心となり推進した。

評価

事業委託開始後2年が経過し、より円滑に事業が行われるようになった。実行委員会が行った事業も同様であった。今後もこれらの事業運営が安定的に実施されるよう、推進していく必要がある。

②図書館事業の充実

事務事業：ブックスタート事業、学校図書館支援事業、日本図書館協会参画事業、音訳テープ等作製事業、音訳テープ作成ボランティア養成講習会開催事業、東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業、図書館協議会運営事業、図書館施設維持管理事業、図書館車両管理事業、図書館文書交換業務事業、図書館資料・情報の提供事業、図書館広報事業、図書館児童向け事業、廃棄図書活用事業、東京都市町村立図書館長協議会参画事業

- ◎平成23年度の利用実績は利用点数86万7,154点（22年度91万4,639点、21年度91万5,610点）、登録者数35,083人（22年度37,855人、21年度37,607人）、市民一人当たりの利用点数7.6点（22年度8.0点、21年度8.0点）、資料の利用回転率1.8回（22年度1.9回、21年度2.0回）であった。

評価

平成23年度は「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会」の報告が出された。「市民と共に歩む図書館をめざして—東久留米市立図書館がめざすもの—」が示す図書館の将来像を実現するために、先ず図書館が取り組むことを挙げ、中央図書館と地区館の役割の違いに応じた運営の考え方が示された。指定管理者制度の導入に当たり、必要となる条例や規則改正等の準備を始めた。

また、以前から要望の多かった開館時間の延長について、平成23年1月から、全館の閉館時間を午後6時（土曜・休日は午後5時）までとし、中央図書館は平日の水・木曜日を午後8時までとした。今後は、滞在型利用に対応できる環境整備や地域資料への取り組み、蔵書数を増やすための対応が課題となる。

- ◎「子ども読書活動推進計画」に基づき児童向け事業、ボランティア育成事業、さらに、学校や児童関係団体への情報提供の事業を行った。中学生年代の利用促進のための小紙を中学1年生へ全校配布、提供資料の充実及びホームページを利用しPRの改善を行った。

評価

「子ども読書活動推進計画」の策定から5年が経過し、学校・地域の連携や読書情報の提供は整備されてきている。今後、第2次の計画の策定が必要である。また、23年度モデル実施された学校司書の配置の拡大も求められる。

- ◎一般向け事業としては、「東久留米のぞきめがね 自然編—地域資料に見る東久留米の自然」をテーマに、図書・パンフレット・新聞記事等の資料と写真パネルの展示を行い、600人を超える来館者があった。また、文化財系の学芸員による講演会も好評だった。

評価

地域資料の収集は市立図書館の重要な責務である。市史編纂の基礎資料となる文書や地域活動の資料を積極的に収集し、保存の体制を整えたい。

また、市民の生活や仕事に関する課題解決のためのサービスをさらに充実させる必要がある。市民の身近にある課題に対応する資料提供に迅速に対応したい。

◎地域における活動としては、東久留米地域文庫親子読書連絡会、東久留米図書館友の会、科学の本の読み聞かせの会「ほんとほんと」や音訳ボランティアなどとの協力で様々な事業や催しを実施した。

評価

長い実績のある子ども読書や録音図書作製におけるボランティアとの協力関係と合わせ、市民との協働事業は着実に進んでいる。今後は、新たな領域のボランティアの活用を検討したい。

◎障害者サービス事業としては、録音図書の整備、貸出、音訳講習会、宅配サービスなどを実施した。前年度の録音図書のデジタイ化のための機器導入に続き、音訳ボランティアの新規募集をするなど、デジタイ化※への準備をさらに進めるとともに、運営規則や要項の見直しを行った。

評価

引き続き、デジタイ化による録音図書サービスの、実施体制の整備を進める。今後は、既にテープで作成してある録音図書のデジタイ化と、高齢化等により増加が予想される宅配サービスへの対応もこれからの課題となる。

※「デジタイ (D A I S Y)」…Digital Accessible Information System「アクセシブルな情報システム」の頭文字がその名前の由来で、視覚障害者や印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格のこと。

◎学校図書館支援事業については、学校の要望により図書館整備支援を行った。団体貸出と配送も行った。学校向けの図書館利用案内や新刊案内を作成配布した。

評価

子ども読書活動推進計画にもある学校司書の配置が、1校ではあるがモデル校として導入された。今後その検証をもとに1校でも多く導入していくことと、学校図書館蔵書管理システムの導入が課題となる。また、これまで通り各種情報提供や団体貸出等も行っていく。

③郷土資料室の充実

事務事業：郷土資料室運営事業



郷土資料室内「歴史展示室」

◎郷土資料室（わくわく健康プラザ内）には文献資料室・資料整理室・歴史展示室などがあり、展示室は年間を通して一般公開を実施している。平成23年度の利用者は見学・資料閲覧・埋蔵文化財手続き、相談・問い合わせなどで2,132人であった（22年度2,460人、21年度2,629人）。

重要な文化財を集約したことにより、古文書・埋蔵文化財出土品等の整理が進み、新しい歴史事項が確認されるなど、地域学習情報の提供に成果があった。その成果は「くるめの文化財」

や「郷土資料室通信」等に掲載した。また、依頼により他の博物館企画展への収蔵品の貸出しを行い、連携や郷土資料室の広報を拡大した。

評価

歴史展示室では、郷土の歴史・生活文化の流れの中から論点を絞ったテーマを選んでいるが、利用者は22年度から減少している。減少の主な内訳は個人見学者及び団体見学者であり、年々減少傾向にあることから、展示部門の工夫と情報提供の推進が課題となっている。

文献資料室・資料整理室では収蔵資料の調査研究等に取り組みながら、歴史学・考古学及び民俗学の調査研究の報告と刊行を実施している。

【主要施策の方向】

芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①市民参加交流の場

◎市民の参加交流の場の提供としては、文化協会による「春の祭典」を企画し、4月下旬開催に向けた準備を行ったが、東日本大震災による被災地や被災者に配慮した自粛により中止した（22年度・21年度はいずれも6,200人）。また、市民文化祭3万3,192人（22年度3万7,915人、21年度3万7,084人）を行った。

評価

市民が文化・芸術活動に取り組んだ学習成果は舞台上で発表したり、仲間との交流を通して技術や技芸を評価し合ったり、表現できる場の確保の推進が課題となっている。市民団体が主役となれる協働体制を推進するとともに、後継者の養成に取り組んでいる。

【主要施策の方向】

東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①埋蔵文化財の調査と保護の推進

事務事業：埋蔵文化財調査報告書刊行事業

- ◎宅地造成などの開発等に伴う埋蔵文化財保護の調整、試掘・確認調査を行った。相談件数は748件(22年度797件、21年度663件)、公園整備に伴う六仙遺跡の試掘調査1件(国庫補助事業)、市内遺跡の立会い調査5件を実施した。

《調査内容》22年度は工事に伴う自由学園南遺跡の試掘調査1件(国庫補助事業)、市内遺跡の立会い調査6件、川岸遺跡・六仙遺跡等の取り扱いに関する調整・調査支援。21年度は工事に伴う自由学園南遺跡の試掘調査1件(国庫補助事業)、市内遺跡の立会い調査2件、都立六仙公園整備に伴う発掘調査1件(東京都負担)、川岸遺跡・六仙遺跡等の取り扱いに関する調整・調査支援。

評価

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であるため、地域の埋蔵文化財の状況の適切な把握が重要であるが、的確な把握は容易ではない。このため、開発事業者等関係者に対して埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、理解と協力を求めている。

- ◎19年度から20年度にかけて行った向山遺跡第三次発掘調査区域の発掘調査に伴う出土品等の整理を行い、埋蔵文化財発掘調査報告書第38集「向山遺跡Ⅲ(平安時代編)」を発刊するとともに、これまでの埋蔵文化財出土品の確認・整理も併せて実施した。

評価

埋蔵文化財の保護は発掘調査成果の公開や文化財保護施策の広報活動に積極的に取り組むことにより、広く市民の理解を得られやすい。関係資料は常に最新の状況を表示することに努めるとともに、記録・保存については情報のデータベース化など、機能的な方法の工夫に取り組んでいる。

②文化財の保存と活用の推進

事務事業：文化財展示・保存施設の充実(文化財施設管理事業)、市所蔵文化財の管理と整理の推進(文化財保存調査事業、埋蔵文化財保存事業)、補助金交付の充実(文化財修理補助事業、文化財保護団体支援事業)、文化財保護意識の普及の推進(文化財パンフレット刊行事業、文化財講座等普及事業、文化財資料集刊行事業、文化財出版物普及事業、文化財説明版設置事業、郷土芸能保存の支援事業)、文化財保護審議会の充実(文化財保護審議会の運営事業)

- ◎市所蔵文化財等の調査と記録の作成、明治から昭和初期の行政文書の整理・調査、市民との協働作業による市内近世文書の再整理などを実施した。市内で確認されている文化財は7,874件で、指定及び登録文化財は東京都指定3件、市指定64件(新たに3件を指定)、国登録7件である。なお、市内文化財で特に重要なもののうち、「村野家住宅(主屋や離れ等7件)」が市内唯一の国登録文化財となっている。

評価

「文化財」は地域の歴史や文化を正しく理解し、将来の文化向上・発展の基礎となるものであるため、文化財の適切な保存管理と活用の推進が課題となっている。このため国庫補助事業の活用を図り、専門的機関との連携を図りながら、文化財の評価や公開・活用などに取り組んでいる。

- ◎文化財保管施設の管理、文化財説明板の設置・修繕、文化財の公開・企画事業である東京文化財ウィーク、多摩郷土誌フェア等の活用事業を実施するとともに、東久留米市史の普及版である『東久留米のあゆみ第3巻「東久留米の近代史－明治・大正・昭和前期－」』を平成17年の第2巻以来発刊、また「くるめの文化財第27号」や「郷土資料室通信 No. 25～30」等も発刊し、市民への文化財の活用と普及を行った。

また、文化財防火デーには自由学園の協力で、関係機関及び地域が一体となった消防演習を実施した。



東久留米のあゆみ第3巻

評価

文化財の保存に関する理解・協力を促進するため、記録映像等を活用し、無形の文化財の映像記録などの体系的な整理・活用に取り組んでいる。

また、文化財を生かした地域づくりを推進するため、社会教育や学校教育を通じた文化財の学習活動、文化財の所有者が行う管理・修理等の支援に取り組んでいる。

6 平成23年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの意見

元聖徳大学大学院教職研究科教授 宮下 英雄

I 点検・評価の総括とその基本となる観点について

(1) P.56～61の資料により、東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業を一覧することができ、基本方針と施策の方向、それに伴う具体的な事務事業の内容と実施所管が総括的に把握できる。それと対照しながらP.4～44に記載されている「施策の取組状況」を分析的に読ませていただくと、担当所管ごとに評価され、成果、完了、努力、継続、課題事項等に解釈される記述として分類表記されている。その評価を数値で示している事項もあるが、文章表記されているものもあり、両者が混在している。目標値が示されていると、その達成度から状況を分析的に評価しやすくなる。さらに、統計的処理を導入することにより視覚的に把握でき、一般市民に「管理及び執行の状況」をより分かりやすく理解周知できると考えられる。数値目標を厳密に表出し、さらにその達成率を厳密に表出することは不可能に近いが、「達成している、おおむね達成している、努力が必要」などの3段階にて評価判断して見ることの検討も必要な時期と考えられる。

(2) 関連して上記の添付資料であるが、一覧上で見ると「施策の方向」に対して「事務事業」の内容に無記述項目がある。○印のある主な事務事業のみの記述とは解釈できるが、報告書の中においては十分な内容記述を伴った評価がされていることからして、一覧上でもその事務事業の記述が必要である。大切な事業として推進しているので、無策、無事業、無執行ではないと思われる誤解を解消させたい。

(3) 社会一般は見えないものを「見える化」する方向による理解を求め、動き出している。24年度の報告書には随所に映像を伴った説明が記述され、状況判断が容易に理解されるように改善が行われている。まさに「見える化」への一步として高く評価される。さらに、グラフ、図、表などを駆使した「見える化」による説明責任が必要と考えられる。このことはより良い事業の策定と事業推進の質を高め合う意識形成の高まりを期待できる。また、より市民サイドに立った報告書として期待される。

(4) 教育基本法、学校教育法の改正、学習指導要領の改訂に伴う、大きな教育改革の時期にある。特に小学校においては2か年間の移行措置期間を経過し、完全実施が行われたスタートの年が23年度である。中学校は完全実施に向けての移行準備を整えてきた最終年度である。ここ数年間は今回の学習指導要領の改訂の基本的な考えをしっかりと受け止め、事務事業推進の方向性を確かなものにすることが極めて大切である。教育基本法の改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」の育成、知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスの重視。徳育、体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成。この三つの基本的な考えの下に小学校、中学校の教科内容、授業時数に対応していかなければならない。今回の改訂は40年ぶりの内容の増、授業時数の増への改訂であるという認識と対処が課題であることをしっかりと受け止めなければならない。執行状況の評価の基盤として重要な視点と考えられる。

(5) また、教育内容の主な改善事項として、「言語活動の充実」「理数教育の充実」「伝統文化に関する充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語活動の充実」の6項目を挙げられている。特に、言語活動は知的活動やコミュニケーション、感性や情緒の基盤を成すものであり、改善事項の特徴として強調されている。また、理数教育の充実は国際的な通用性、内容の系統性から指導内容の充実が求められている。さらに、伝統文化の充実では古典に関する学習の充実、和楽器、唱歌などの充実、中学校体育における武道の必修化などが大きな柱となっている。当然ながら、学習事項の定着度とのかかわりと事務事業施策と直結してくる大切な評価観点となる。

(6) 東久留米市教育委員会教育目標「自ら学び、知を創造する人間」「豊かな心と人間性を高めていく人間」「たくましく成長する人間」「粘り強く行動し、実現する人間」の四つの目標は、教育基本法改正の基本理念である「生きる力」の目指す方向と一致している。各小中学校の教育目標も「生きる力」の理念、東久留米市教育委員会教育目標との関連性と教育活動の充実の重点を明確にした教育課程の編成と運営・実施に生かしていくことを期待する。各学校の教育活動が国の動向、東京都、東久留米市の動向を担っているという意識に支えられた一体感が大切と考えられる。

II 基本方針とその主要施策について

(1) 基本方針の表出の文言は、先ず各方針に対する基本的な考えを明確にし、次に、そのための具体的な対策の方向性を推進するという形で記述が成されている。基本方針の1、2、3については平成22年度と同様であるが、基本方針4、5については記述が変更されている。4については重複的な文言の削除。5については、改訂となった教育課程の主な改善事項「伝統文化に関する充実」との関連として文化財の保護・活用、歴史や文化についての関心を高めるよう文言が付記されたと解される。以下、基本方針の中で重要かつ高く評価される事項について記述する。

(2) 基本方針1「安全な学校と信頼される教育の確立」について

「校長のリーダーシップの確立」と「組織的な課題対応力の向上」を図るとある。校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する義務と責任がある。校務とは学校教育の管理、所属職員の管理を中核にし、所属職員の職務上、身分上の監督が行われることが経営の大前提である。しかし直接、児童、生徒と接し実践的に活躍しているのは教職員である。その教職員を意図的、計画的に学校運営の推進者として活躍させることができるか、リーダーシップとしての「ほんもの」が問われる。信頼される学校・教育活動であるためには分かる授業、できる授業、楽しい授業を目指した学校・教職員の努力の姿を、子どもの変容の姿から読み取ることができなければならない。外部評価の結果を分析し、得られた意見や結果を真摯に受け止め、改善のための課題や問題として掲げ、具体的な解決策を講じている。

また、教育委員会だよりなどを通して教育情報を積極的に学校、地域、市民に提供するほか、教育委員が機会あるごとに学校の様子を見聞きたり、各種の研修会などに参加されたりして、得られた情報の交換、報告が行われている。学校と教育委員会が一体となった組織的な課題解決への対応力の姿である。このことは教育の質を高め、求め合う現れであり、学校や市民に信頼と安心・安全を託すことができる。「新学習指導要領に係わる教材整備」の充実に向けての施策が行われている。完全実施に支障をきたすことの無いように、早急に確立を図ることが急務である。

(3) 基本方針2「確かな学力の育成」について

確かな学力は、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力をも含み、学習意欲を重視した、これからの子どもに求められる資質・能力である。自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質・能力である。この資質・能力を育成するには、分かる授業の展開が重要であり、教科別に、授業改善研究会が行われている。授業改善にかかわる姿勢は教師の使命、命と言える。教科別授業改善研究会の実践は、指導力を高め合う東久留米の特徴的な研修体制として評価される。

(4) 基本方針3「人権尊重及び社会貢献の精神の育成」について

人権教育の推進に当たっては教職員の人権感覚、人権意識を磨くことが極めて大切である。人権感覚、人権意識を高める研修会を管理職、初任者等の職層に応じて意図的、計画的に実施していることは、教育に従事する関係者の人間性にかかわる根本となる資質・能力の形成につながる。具体的な事例を通して学び合うことによって、自分では気付かなかった人権感覚を磨く機会となる。そ

のことは、やがては子どもの人権感覚、人権意識を高める。道徳授業地区公開講座、学校一斉公開日、学習発表会などの行事の公開を通して保護者、PTA、市民にも広く参加を働きかけ、人権感覚、人権意識の啓発を図っている。この方策は学校、家庭、地域への広がり期待できる。時代の変化とともに新たな人権感覚を磨く機会として、継続施策の重点として期待する。

(5) 基本方針4「健やかな心と体の育成」について

青少年の健全育成、思いやりや道徳心の育成、スポーツを通じた体力づくり、生涯体育などに関する重要な内容を含み、心と体の両側面からの充実と自己実現を目指す意欲や態度の育成への多様な事業推進への努力が行われている。しかし、道徳教育の地区公開講座への参加者の減少が続いている。内容のマンネリ化傾向が指摘されている。実践活動を取り入れたり、課題発表、人権尊重、動物飼育等の体験を通じた事例発表を行ったり、他校と共催したり等の検討を早急に行うことが求められる。

いじめ0（ゼロ）、不登校0（ゼロ）の学校を目指すことは子ども、保護者、市民の願いである。特に、いじめについては、適切な成長発達過程に心に大きなゆがみを残すことになる。「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で子どもを指導することが大切である。また、いじめを見抜く教師の感性を育てたい。保護者、PTAとの連携による情報の提供がスムーズに行われるシステムづくりの検討が大切と考えられる。

(6) 基本方針5「生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進」について

スポーツ・レクリエーション振興は、生涯にわたる健全な心とたくましい体づくりに寄与する。市民の共有財産であるとの観点から、学校施設等の効率的な活用を図るとある。しかし、利用率は激減している。利用形態の見直し等の検討が必要と考えられる。文化財の保護・活用は、新学習指導要領の「文化と伝統に関する充実」との教育活動との連携を積極的に具現する場として実践事例の研究が必要である。図書館事業の中で、「よもう！あそぼう！かがくの本」活動は、市民の科学素養を高める施策として注目される。図書館事業として、学校現場に出前授業としての検討も視野に入れてみてはいかがなものだろうか。

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告を読み、貴教育委員会が4つの教育目標を掲げ、貴市の基本構想で示されている「人を大切にするまちづくり」という基本理念のもとに5つの基本方針を設定し、様々な施策に積極的に取り組んでいることが理解できる。

点検及び評価の実施方針の(3)点検及び評価の実施方法に、「前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに課題や今後の方向性を示すものとし」と記されており、本文では施策ごとに評価が記されている。それらの内容は、各施策の進捗状況をまとめたような内容となっていて、何を行ったかはわかりやすくなっている。しかし、各施策の達成状況などは不明確となっている。各施策の実施状況を評価するにあたっては年度当初に施策ごとに「何を」「どのように」「どこまでやるのか」を明確にし、年度末に「どこまで到達したのか」「どのような課題があるのか」などを明らかにする必要があるのではないだろうか。例えば、達成の度合いを「十分に達成できた、ほぼ達成できた、達成できなかった」の3段階で評価し、明らかになった課題を整理して今後の取り組みの方向性を示す、というような方式など、点検及び評価の実施方法の改善策を検討する必要があるのではないかと。

貴委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について気付いたことなどについて以下のとおり整理したので報告する。

基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立

・学校経営の推進に関して

学校評議員や保護者による多面的な視野からの意見、提案の受け入れ及び学校関係者評価を行うとともに、教職員による内部評価を行い、主体的な点検及び評価を行っていることは評価できる。学校評価モデル校は小学校、中学校ともに複数校を指定し研究を進めるとともに、それらの内容については途中段階でも各学校に示し、市内の教職員の学校経営に対する意識改革につなげる必要があるだろう。

・信頼される教育の確立に関して

教員の「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」は教職経験や校務分掌などによって求められる力が異なる。教員の「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」は、児童生徒に直接的に影響を与えるものであり、すべての教員にこれらの力をしっかりと身に付け、伸ばす方を最優先させることが重要であろう。保護者や地域から信頼される学校づくりに一層の努力、工夫が求められる。

・子どもの安全確保の推進について

通学路の点検及び見直し、交通擁護員の配置など子供の安全確保に関わる取り組みは評価できる。交通擁護員の配置は、配置が必要な個所の要望がどれだけあるのか、実際に必要と判断できる個所はどれだけあるのかを明らかにし、子供の安全を最優先にした配置が必要であろう。

・教育環境の整備推進について

校庭の芝生化事業を推進するとあるが、芝生化は工事費だけではなく維持管理費は多額であり、しかも校庭の使用制限も考えられるので十分な検討が必要であろう。

新学習指導要領に伴う教材の整備は平成24年度で完了するとあるが、学校の要望を十分に反映できるようにする必要があり、毎年継続的に要望を調査し対応する必要があるだろう。

- ・教育課程の適正な運営について

週ごとの指導計画の提出が 100%であることは評価できる。しかし、提出することが目的ではなく教育課程が適正に実施され「分かる授業」「できるようになる学習」「楽しい時間」が実現されることが重要である。そのような視点からの学校評価の実施が必要であろう。

- ・授業公開・校内研修会の充実について

授業公開について、各学校の取り組み及び一斉公開日の実施は評価できる。校内研修会、授業研究会の一層の充実を図るために各学校は目標及び実施計画を作成し、実施後の自己評価を行うとともに教育委員会に指導、支援を要請することが必要であろう。

- ・教職員の研修の充実について

悉皆研修だけでなく様々な研修を計画し実施していることは評価できる。教員一人一人の研修意欲を満足させられるような多様な講座の企画、実施に一層の工夫と努力を期待したい。

- ・教育センター事業の効果的展開、及び教育センターの人材の有効活用について

教育センターの役割を十分に果たしていると評価できる。様々な事業に対応できるセンター職員だけではなく、専門性の高い人材の育成と確保に一層の努力を期待したい。

基本方針 2 確かな学力の育成

- ・学習指導の工夫・改善の推進及び多様な教育の推進などについて

小学校、中学校共に授業研究による授業力向上を図っていること、少人数学習や多様な教育を推進する取組は評価できる。中学生は生徒個々の能力の伸長に差が大きくなる時期である。様々な分野で強い意欲と才能を有する生徒たちを見出し、より一層伸ばす取り組みや支援策について検討を進めてはいかがであろうか。

- ・英語教育等の推進について

小学校での英語活動支援講師の活用は評価できる。ネイティブスピーカーの活用だけでなく地域の文化や子供たちの状況を考慮し、見識のある英語の堪能な地域住民を発掘し協力をお願いすることも検討する必要がある。

- ・総合的な学習の充実について

総合的な学習の時間が活動を通じて教科の学びの統合化を図り、思考力・判断力・表現力等の育成が図れるよう指導・助言されることを期待したい。

- ・情報教育の充実について

情報モラル教育のより一層の充実を期待したい。今後、「デジタル教科書」「タブレット PC の利用」に対応できるよう教員の ICT 活用スキルの向上を図る方策が求められるであろう。電子黒板の活用等を含めた各教科での指導方法の研究開発を促進させる必要がある。

基本方針 3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

- ・人権教育の推進、豊かな人間性の育成、体験活動の充実について

各事業の取り組み内容は評価できる。児童生徒に読書や講演などで学ぶ機会を充実させるとともに自ら体験し学ぶ機会を増やすための方策を具体化させる必要がある。

基本方針 4 健やかな心と体の育成

- ・道徳教育、心の育成の推進、いじめと不登校の対応の充実について

各事業の取り組みが進められていることは評価できる。道徳教育や心の育成で大切なのはその内容であろう。いじめやそれに関わる悲惨な事件が起きている状況を見ると、子どもたちの命に係わ

る実感を持った体験的な学びが不足している一方でバーチャルな世界に触れる機会が多くなっていることが懸念される。特に小学校においては動物を愛情をもって育てる体験を充実させることが共感する心、相手を思いやる心などを育み、道徳教育の目標の達成に役立つことが期待されている。動物飼育を通していじめが解消したり、不登校が改善された事例が報告されている。学校内での適切な動物飼育を教育活動にしっかりと位置付けることが必要であろう。

- ・食に関する指導の充実について

食育の充実はますます求められている。栄養士や栄養教諭、学校外の専門家などと連携した取り組みが期待される。

- ・スポーツ事業の充実について

子どもたちの体育・健康教育の充実と一体的に取り組み、一層の充実が期待される。

基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

- ・社会参加の仕組みなどの整備の促進について

NPO 法人格の文化協会に事業を委託し安定した運営が行われていることは評価できる。市民や市民団体との協働の促進を期待したい。

- ・教育活動への支援の充実

参加者を増やすための方策を優先させる必要があるだろう。学校教育関係者も企画運営に関わり活動が一層充実することを期待したい。

- ・学校等の施設開放と活用の推進について

地域のスポーツ団体の育成を図りながらの有効活用を期待したい。校庭、体育館等の開放は進んでいるが、図書館や音楽室などの開放についての要望はないのだろうか。

- ・図書館事業の充実について

開館時間の延長に踏み切ったことは評価できる。利用する住民のニーズに対応した図書館運営を期待したい。地域資料や伝統文化などの収集、保存は郷土資料室の充実と連動した図書館としての重要な役割であるので一層充実させる方策を期待したい。学校図書館との連携、支援をより一層充実させること必要であろう。

- ・埋蔵文化財の調査と保護の推進について

埋蔵文化財の調査と保護の取り組みは開発事業者や市民の理解を得て一層推進されることを期待したい。文化財の展示や保存事業のより一層の充実を期待したい。

資 料

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価の実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育委員会教育目標・基本方針、施策の方向」に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施方法)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。

- 2 主要施策の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- 3 学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。
- 4 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

(委 任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年11月1日から施行する。

平成23年度教育委員会における審議内容一覧

※回数は「年」ごとで数えています。

※議案及び報告書の件名のうち「東久留米(市)」「～について」など、スペースの都合で一部省略しています。

<定例会>

会議名 (開催日)	議案・主な報告等
第4回 (23.4.28)	<p>【議案】①奨学資金運営委員会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命 ②社会教育委員の解嘱及び委嘱 ③平成23年度一般会計(教育費)予算(原案)【諸報告1】①市立公立学校教職員の異動【諸報告2】②第九小学校給食調理業務委託 ③第一小学校・第九小学校給食調理業務委託後の試食会 ④小学校第1学年の学級編制の同意協議 ⑤被災地域からの児童・生徒転入状況 ⑥平成23年度の指導室事業 ⑦東部地域(第四小学校)のその後の状況 ⑧東日本大震災で被災した教育委員会の支援のための事務職員の派遣、被災地への教員派遣 ⑨生涯学習センターの掲示物の不承認に係る審査請求 ⑩生涯学習センターにおけるイベントの開催</p>
第5回 (23.5.17)	<p>【議案】①教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱 ②教育委員会職員の人事 ③図書館協議会委員の解嘱及び委嘱 ④教育委員会教育長の兼職【諸報告】①平成23年度児童・生徒及び学級数 ②小学校1年生の35人学級編制の実施に伴う東京都公立小学校の対応 ③平成24～27年度使用教科用図書(中学校)の採択 ④小山小学校の保護者を対象とした給食調理業務委託の説明会 ⑤第3回市議会臨時会及び第2回市議会定例会 ⑥6月から9月までの各公共施設(市民貸出施設)の対応 ⑦宮城県教育委員会への職員派遣</p>
第6回 (23.6.7)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事【諸報告1】①東日本大震災被災地の教育委員会への支援のための職員派遣(報告)【諸報告2】②平成23年第2回市議会定例会 ③平成24年「成人の日のつどい」開催概要 ④「平成23年度(22年度版)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定</p>
第7回 (23.7.12)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事 ②文化財保護審議会委員の委嘱 ③市指定文化財の指定 ④平成23年度一般会計(教育費)予算(暫定)【諸報告】①平成23年第2回市議会定例会 ②平成23年度夏季休業中の指導室事業 ③「平成23年度(22年度版)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定 ④教科書採択についての要請書</p>
第8回 (23.8.10)	<p>【議案】①平成24年度～27年度使用市立中学校教科用図書の採択 ②平成24年度使用市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択</p>
第9回 (23.9.16)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事【諸報告】①平成23年第3回市議会定例会 ②小学校特別支援学級設置検討会報告 ③「平成23年度東久留米市確かな学力を図るための調査結果」 ④「スポーツ祭東京2013東久留米市実行委員会『第1回総会』」</p>
第10回 (23.10.7)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事 ②奨学資金運営委員会委員の委嘱 ③教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙 ④議席の指定【諸報告】①平成23年第3回市議会定例会 ②平成24年度予算編成 ③決算審査意見書</p>

第11回 (23.11.9)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事 ②平成23年度一般会計(教育費)12月補正予算(案)</p> <p>【諸報告】①市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ②第一小学校・第九小学校の保護者試食会 ③小山小学校給食調理業務委託の進捗状況 ④「人権尊重教育の推進に係る検討委員会設置要綱」の制定 ⑤第3回中学生「東京駅伝」大会の実施 ⑥第九小学校の工事現場における火災 ⑦平成24年度指導室事業の概要 ⑧東京都教育委員会連合会等による研修会</p>
第12回 (23.12.16)	<p>【議案】①教育委員会職員の人事 ②図書館協議会委員の委嘱【諸報告】①平成23年4回市議会定例会 ②市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ③第2回学校給食運営協議会の会議報告 ④小山小学校給食調理業務委託の進捗状況 ⑤第十小学校の給食における異物混入事故 ⑥第四小学校児童の閉校後の就学先 ⑦平成24年度教育目標及び基本方針の策定 ⑧生涯学習センターの掲出物の不承認にかかわる審査請求</p>
第1回 (24.1.18)	<p>【議案】①平成23年度一般会計(教育費)補正予算(案) ②平成24年度一般会計(教育費)当初予算(原案)【諸報告】①平成23年第4回市議会定例会 ②市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ③特別支援学級設置検討会の検討状況 ④小山小学校の給食調理業務委託に関する保護者説明会 ⑤平成24年度教育目標及び基本方針の策定</p>
第2回 (24.2.8)	<p>【議案】①市立学校薬剤師の委嘱 ②平成24年度教育目標及び基本方針の策定 ③「特別支援教育の環境整備計画(中学校)」の策定 ④スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定依頼 ⑤スポーツ振興審議会条例施行規則の一部改正 ⑥体育指導委員に関する規則の一部改正 ⑦市立学校施設の開放に関する規則の一部改正 ⑧教育委員会処務規則の一部改正 ⑨市教育委員会事務決裁規程の一部改正【諸報告】①平成24年度一般会計(教育費)当初予算(案) ②平成23年度市教育委員会生徒表彰(報告) ③市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ④学校インターンシップの実施 ⑤生涯学習センターの掲出物不承認にかかわる再審査請求</p>
第3回 (24.3.2)	<p>【議案】①教育委員会教職員の人事に係る事務の臨時代理の承認【諸報告】①市立小・中学校における空間放射線量の測定結果 ②平成24年第1回市議会定例会 ③平成23年度事務事業見直しのための仕分け ④平成24年度学務課事業日程 ⑤中学生「東京駅伝」大会の実施 ⑥「人権尊重教育の推進に係る検討委員会報告書」 ⑦市立学校施設の開放に関する実施細則の一部改正 ⑧文化財防火デーに伴う消防訓練</p>

<臨時会>

開催日	議案・主な報告等
第8回 (23.6.24)	【議案】 教育委員会職員の人事
第9回 (23.8.9)	【議案】 ①平成23年度一般会計(教育費)本予算(案)②教育委員会職員の人事 ③「平成23年度(22年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定 ④市立学校通学区域に関する規則の一部改正 【諸報告】 ①「市立小・中学校給食危機管理マニュアル」の改訂 ②平成23年第4回市議会臨時会 ③市内の空間放射線量の測定 ④東京国体の準備状況

第1回 (24.2.15)	【議案】 ①市立学校の校長及び副校長の人事の内申 【諸報告】 ①「市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」について
第2回 (24.2.20)	【諸報告】 ①「市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」について
第3回 (24.2.22)	【議案】 ①教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認 ②教育委員会教職員の人事 ③スポーツ推進委員の委嘱 ④市民大学運営委員会委員の委嘱 ⑤損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定依頼 ⑥平成23年度一般会計(教育費)補正予算(案) ⑦市公立学校に勤務する児童介助員の服務規程の一部改正
第4回 (24.3.28)	【議案】 ①平成24年度一般会計(教育費)当初予算(暫定)(案)②教育委員会職員の人事 【諸報告】 ①教育委員会教職員の人事 ②平成24年第1回市議会定例会 ③教育委員会学校インターンシップ実施要綱 ④平成24年度就学援助費事務処理要綱の一部改正 ⑤平成24年度特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正

<協議会>

開催日	件名
第2回 (23.5.17)	【案件】 平成23年度(平成22年度分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)」の策定
第3回 (23.7.19)	【案件】 平成24年度～27年度中学校使用教科用図書の採択
第4回 (23.7.25)	【案件】 平成24年度～27年度中学校使用教科用図書の採択
第1回 (24.1.16)	【案件】 平成24年度教育目標及び基本方針の策定

以上、会議回数及び審議案件数については以下のとおりである。

(1)開催回数

◎定例会 12回	◎臨時会 6回	◎協議会 4回
----------	---------	---------

(2)審議案件数

◎議案 50件	◎報告事項 78件	◎協議事項 4件
---------	-----------	----------

平成23年度教育委員の活動概要一覧

< 東京都市教育長会・東京都市町村教育委員会連合会・関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 >

会議名(開催日、開催場所)
内容・視察先等
東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会(23.4.26 東京自治会館) ○東京都市町村教育委員会連合会第55回定期総会について ○被表彰者の選考について ○今後の事業予定について ほかに
東京都市町村教育委員会連合会第55回定期総会及び情報交換会(23.5.23 東京自治会館) ○平成22年度事業報告・歳入歳出決算の承認について ○平成23年度事業計画(案)・歳入歳出予算(案)について ほかに
東京都市教育長(兼教育次長・部長会研修会)(23.7.28、東京自治会館) ○テーマ:「スポーツにみる人材育成術」。講師:二宮 清純氏(スポーツジャーナリスト、(株)スポーツコミュニケーションズ代表取締役)
東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会・理事研修会(23.8.25 東京自治会館) ○平成23年度研修会の実施計画について ○研修会 テーマ:「子供たちの現状とこれからの学校教育」。講師:小林 幹夫氏(東京都多摩教育事務所指導課長)
東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修(23.10.14、東京臨海広域防災公園) ○施設の見学及び体験
東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会(23.10.25 在日米軍横田基地内アメリカンスクール・イースト校) ○アメリカンスクール・イースト校(小・中学校)の視察
東京都市町村女性教育委員研修会(23.11.2) 東大和市役所 ○東大和市の教育概要 ○情報交換
東京都市町村教育委員会連合会研修会(24.2.9 東京自治会館) ○テーマ:「大人が学ばなかった共生を子どもたちはどう学ぶのか」。講師:堀田 勉氏(弁護士・さわやか福祉財団理事長)

< 学校による各種行事への教育委員の参加 >

入学式、卒業式、学校公開、学校一斉公開、運動会、文化祭、展覧会・作品展、学習発表会、研究発表会、ロードレース など

< 市及び教育委員会による各種会議及び行事への教育委員の参加 >

校長会、市立小・中学校教育活動実践報告会、社会を明るくする運動、市立西中学校全国大会出場激励会及び同校優勝報告会、市民文化祭、成人のつどい、市表彰式典、小・中学校連合作品展・書写展、中学生「東京駅伝」大会 など

平成23年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業一覧

<教育目標>

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行うものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを旨とし、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

基本方針1	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
1 自ら学び、知を創造する人間 学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。そのため、積極的に学ぶ意欲や自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。				
【安全な学校と信頼される教育の確立】 新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが不可欠です。 そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。	1. 学校教育の充実にに向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ◎「主な事務事業」及び「番号」は、市のホームページで公表している「行政評価～平成23年行政評価」のものです。 ◎「所管」は「指」が指導室、「学」が学務課、「生」が生涯学習課、「適」が学校適正化等担当、「総」が総務課、「図」が図書館です。 </div>		
	(1) 学校経営の推進			
	① 教職員の人事管理の推進	○教職員給与事務	12-03-11	指
	② 教職員の健康の保持・増進	○教職員旅費支払事務	12-03-12	指
		○教職員健康診断事業(法定)	12-01-04	指
		○教職員健康診断事業(法定外)	12-01-05	指
	(2) 児童・生徒等の就学の推進			
	① 児童・生徒等の就学の推進	○小・中学校入学通知事務	12-03-31	学
		○小・中学校在籍者名簿管理事務	12-03-32	学
		○就学通知事務	12-03-33	学
		○指定学校変更事務	12-03-36	学
	② 経済的負担の軽減	○就学援助事業	12-03-21	学
		○日本スポーツ振興センター保険加入事業	12-03-22	学
	③ 課外クラブ活動の充実			
	(3) 信頼される教育の確立			
		○教育委員会会議開催事業	12-03-25	総
		○教育委員会報作成事業	12-03-28	総
		○教育委員会会議録作成事業	12-03-29	総
		○教育委員会交際事業	12-03-27	総
		○指導主事研修事業	12-03-06	指
		○学校間連絡事務	12-03-24	指
		○成績一覧表調査委員会事業(都指定)	12-02-08	指
		○教育長会参画事業	12-03-30	総
		○教育委員会連合会参画事業	12-03-26	総
		○教育関係団体負担金参画事業	12-03-14	総
		○教育振興基本計画(仮称)策定事業	12-04-10	総
	2. 子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。さらに、学校の体育館の耐震化や老朽化する教育施設の整備に努めます。			
(1) 子どもの安全確保の推進				
① 安全な通学の推進	○学校通学路指定事務	12-04-06	学	
	○交通擁護員活動事業	12-04-07	学	
(2) 学校の安全管理の推進				
① 学校施設の整備の推進	○東京都公立学校施設整備期成会参画事業	12-04-01	総	
	○小・中学校改修・補修事業	12-04-03	総	
	○小・中学校施設管理事業	12-04-04	総	
	○小・中学校耐震補強事業	12-04-02	総	
	○空調機設置事業	12-04-12	総	
3. 「東久留米市立学校再編成計画」(以下「学校再編成計画」という)及び「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)」(以下「基本プラン」という)を踏まえ、教育条件の整備を推進します。また、東部地域の学校再編成については、「東部地域の小学校再編成(第四小学校の閉校)に向けた実施計画」に基づき、統合準備会を中心に、関係者との意見調整を図りながら進めます。				
(1) 機能的な学校づくりの推進				
① 学校の適正規模の推進	○学校再編成事業	12-04-05	適	

4. 地球温暖化対策等や環境学習の一環として、校庭の芝生化や緑のカーテンなど省エネルギーに向けた取り組み、ならびに新学習指導要領に係る教材整備を進め、教育環境の充実を図ります。			
(1)教育環境の整備の推進	○校庭芝生化事業	12-04-08	総
	○新学習指導要領に係る教材整備事業	12-04-09	総
	○教育施設エネルギー管理事業	(新規)	総
5. 子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進します。			
(1)特色ある学校づくりの推進	○特色ある学校づくり推進事業	12-02-11	指
	○小・中学校周年行事事業	12-04-11	総
6. 学校の自立的改革を進めるために、校長の指導の下、学校で「週の指導計画」を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実にを行い、教育課程の適正な編成・実施を図ります。			
(1)教育課程の適正な運営	○学校運営事業(指導)	12-03-23	指
	○小・中学校移動教室事業	12-02-01	指
	○教科書採択事業	12-02-14	指
7. 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図ります。			
(1)年間指導計画等の公表			
(2)授業公開・校内研究会の充実	○東久留米市教育研究奨励事業	12-03-07	指
8. 教員の授業改善及び指導力の向上に資するため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、資質・能力の向上に努めます。			
(1)教職員の研修の充実			
	○教員研修事業(校内・校外)	12-03-03	指
	○教員指導力向上事業	12-03-04	指
	○教職員研修活動事業(都指定)	12-03-08	指
	○コンピュータ研修事業	12-01-03	指
	○生活・進路指導事業	12-01-03	指
	○コアサイエンスティーチャー活用事業	12-02-13	指
9. 東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、教育に関する情報の収集・発信についても機能の充実を図ります。			
(1)教育センター事業の効果的展開	○教育センター維持管理事業	12-03-02	指
(2)教育センターの人材の有効活用			
10. 学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。			
(1)学校教育の公開・説明の推進	○教育要覧作成事業	12-03-15	指
(2)開かれた学校づくりの推進			
11. 障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。			
(1)特別支援教育の充実	○特別支援学級校外学習事業	12-03-18	学
	○特別支援学級通学バス運行事業	12-03-19	学
	○特別支援学級宿泊学習事業	12-03-20	学
(2)特別支援教育の推進	○特別支援対象児就学事業	12-03-37	学
	○就学支援委員研修事業	12-03-35	学
12. 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けることができるよう、家庭、幼稚園、保育園と小学校以降の教育との連携を強化し、小学校への円滑な連携に努めます。また、教育の機会均等に資するため、中学校卒業後、経済的理由により高等学校への修学が困難である生徒に対し、学資金の助成を行います。			
(1)就学前機関との連携	○就学支援シート活用事業	12-03-38	学
	○公立幼稚園保育料徴収事務	11-01-14	学
(2)高等学校等への修学支援の充実	○奨学資金助成事業	個-70	総

13. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。			
(1) 学校間の連携の推進			
14. 学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については「東久留米市個人情報保護条例」及び「東久留米市情報公開条例」に基づいて適正に取り扱います。			
(1) 学校情報の公開			

基本方針2	施策の方向	主な事務事業	番号	所管	
【確かな学力の育成】 主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。 そのために、小・中連携に基づく系統的な教育課程を編成し、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、言語活動を充実させ、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。	1. わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。				
	(1) 学習指導の工夫・改善の推進				
	2. 学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの到達状況や特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成を進めるなど、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。				
	(1) 子どもの特性に応じた多様な教育の推進	○日本語学習指導事業	12-02-07	指	
	(2) 少人数学習の推進	○学校教育サポート(学力向上支援員・情報教育支援員)事業	12-02-04	指	
	(3) 多様な教育の推進	○音楽鑑賞教室事業	12-03-16	指	
		○連合音楽会事業	12-02-09	指	
		○学力向上支援事業	12-02-08	指	
		○社会科副読本作成事業	12-02-06	指	
		○理科支援員等配置事業	12-02-12	指	
		○副読本等に関する事業	12-02-10	指	
		○連合作品展事業	12-03-10	指	
	○小・中連携教育課程委員会事業	12-03-13	指		
	3. 世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育を推進するとともに、ALT(外国語補助指導員)や地域の人材の協力を得て外国語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。				
	(1) 伝統と文化の理解の推進				
(2) 英語教育等の推進	○外国人による英語教育事業	12-02-05	指		
	○小学校英語活動事業	12-02-02	指		
4. 子どもたちの地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めるため、全小・中学校を対象とした環境教育推進月間を設定し、CO ₂ の削減に向けた環境教育を進めます。					
5. 子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。					
(1) 学校と家庭の協働の推進					
6. 「総合的な学習の時間」の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において「総合的な学習の時間」の授業の教育効果の向上に努めます。					
(1) 総合的な学習の充実					
7. 情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的教育課題に対し、規範意識の向上を図るため、「情報モラル教育」などを充実します。					
(1) 情報教育の充実	○教育活動支援事業	12-02-03	指		
8. 子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐくむとともに、「ガイダンスの機能」の強化に努めます。					
9. 子どもたちに進んで読書する態度をはぐくむため、「文字・活字文化振興法」及び「東久留米市子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にふれる機会の充実や、情報活用能力の向上を図ります。					
(1) 子ども読書活動推進計画の推進				図・指	

Ⅱ 豊かな心と人間性を高めていく人間				
人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にすることを心を持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。				
基本方針3	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
<p>【人権尊重及び社会貢献の精神の育成】</p> <p>多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。</p> <p>そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進します。</p>	<p>1. 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」などにに基づき、人権教育を推進します。</p> <p>(1) 人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育などを通じて、人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。</p> <p>(2) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。</p>			
	①人権教育の推進			
	<p>2. 子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校、家庭及び地域の連携を図ります。また、「東京都男女平等参画基本条例」及び「東久留米市男女平等推進プラン」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を子どもたちに理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進します。</p>			
	(1)豊かな人間性の育成	○人権尊重教育事業	12-01-01	指
		○人権尊重教育推進校事業	12-01-02	指
	<p>3. 社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動などの様々な体験活動の充実を図ります。</p>			
	(1)体験活動の充実			指

Ⅲ. たくましく成長する人間				
人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。				
基本方針4	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
<p>【健やかな心と体の育成】</p> <p>すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体の健康について理解を深めることが求められます。</p> <p>そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。</p>	<p>1. 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。</p> <p>(1) 学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。</p> <p>(2) 道徳授業地区公開講座などを全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。</p>			
	①道徳教育の推進			生
	②心の教育の推進			生
	<p>2. 学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐくみます。また、体力の向上を目指し、学校、家庭及び地域が連携・協力して、健康・体力づくり・食育を推進します。</p>			
	(1)子どもたちの体育・健康教育の充実			
	①子どもたちの健康の保持・増進	○小・中学校定期健康診断事業	12-01-12	学
		○口腔衛生指導事業	12-01-14	学
		○小・中学校環境衛生管理事業	12-01-15	学
		○学校医等設置事業(小・中学校)	12-01-16	学
		○学校医等各種研究会事業	12-01-13	学
	○就学時健康診断事業	12-03-34	学	
	○体力向上支援事業	12-01-10	指	
	○スポーツ教育推進校事業	12-01-11	指	

	3. いじめや不登校、非行などの子どもの多様な課題への対応の充実を図ります。			
	(1) 「いじめ0(ゼロ)」「不登校0(ゼロ)」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。 (2) 課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。			
	①いじめと不登校の対応の充実	○教育相談事業	12-01-06	指
		○不登校対策事業	12-01-08	指
		○全国適応指導教室連絡協議会参画事業	12-01-09	指
		○学校相談員配置事業	12-03-01	指
		○スクールソーシャルワーカー配置事業	12-01-07	指
	4. 「東久留米市食育推進づくりの基本方針」や学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指します。子どもたちに食の大切さや正しい知識を身に付けさせるため、学校における食育を推進します。			
	(1)食に関する指導の充実			
	①小学校給食の充実	○小学校給食事業	12-01-17	学
		○小学校給食におけるO-157等対策事業	12-01-19	学
		○学校給食施設維持管理事業	12-01-21	学
		○学校給食施設衛生管理事業	12-01-22	学
		○学校給食における地場産農作物活用事業	12-01-23	学
		○学校給食配送事業	12-01-24	学
		○小学校給食調理業務委託事業	12-01-26	学
		○学校給食施設整備事業	12-01-25	学
	②中学校給食の充実	○中学校給食事業	12-01-18	学
		○中学校給食におけるO-157等対策事業	12-01-20	学
	5. 保護者は、家庭における子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。			
(1)家庭教育への支援の充実				
6. 学校のクラブ活動や部活動の充実とともに、市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。また、平成25年、本市が会場市となる「第68回国民体育大会(スポーツ祭東京2013)山岳競技」の開催に向けた準備を進めます。				
(1)体育施設の有効活用等の推進	○体育施設管理運営事業	13-04-07	生	
	○体育施設維持管理事業	13-04-08	生	
	○スポーツセンター管理運営事業	13-04-06	生	
(2)スポーツ事業の充実				
①教室事業の充実	○スポーツ教室事業	13-04-02	生	
②大会事業の充実	○市町村総合体育大会参加支援事業	13-04-09	生	
	○スポーツ大会事業	13-04-03	生	
	○広域行政圏事業(多摩六都ゲートボール大会事業)	13-04-05	生	
③補助事業の充実				
(3)指導者や組織の育成の推進				
	○体育指導委員会運営事業	13-04-01	生	
	○体育協会活動支援事業	13-04-04	生	

IV 粘り強く行動し、実現する人間				
生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。				
基本方針5	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進】 市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、生涯学習社会の確立を実現することが求められます。 そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなど、生涯学習社会の構築に向けて、緊密	1. 地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。			
	(1)市民の地域活動の推進			
	①社会教育委員活動の推進	○社会教育委員の会議運営事業	13-01-07	生
		○社会教育のあらし作成事業	13-01-08	生
	(2)学習の機会や場の充実			
	①社会教育関係指導者養成講座の充実			
	(3)社会参加の仕組みなどの整備の推進			
	①社会教育関係団体への補助	○文化協会活動支援事業	13-01-02	生
	②社会教育主催者賠償責任保険の充実	○主催者賠償責任保険事業	13-01-04	生

な連携・協力を努めます。 また、市の文化財の保護・活用を通じて、歴史や文化に関心を持てるような取り組みを進めます。	③社会参加事業の充実	○生涯学習委託事業【成人式・野草園事業・子ども神輿等貸出し事業、市民ギャラリー管理運営事業】	13-01-01	生	
	(4)生涯学習の振興の推進	○生涯学習委託事業【市民大学運営委員会事業、市民大学・同短期コース事業】	13-01-01	生	
	①市民大学の活動の充実				
	2.地域住民が主体となり、学校内外における子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、地域や学校の教育活動への支援体制を充実します。				
	(1)教育活動への支援の充実	○生涯学習委託事業【子ども体験塾委託事業】	13-01-01	生	
	3.学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し効率的な活用を図ります。				
	(1)学校等の施設開放と活用の推進				
	4.生涯学習センターや図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。				
	(1)生涯学習センター事業の活動の推進				
	①講座等事業委託	○生涯学習委託事業【少年教育・家庭教育・障害者青年教室・障害児のつどい(お日さまサンサンフェスティバル)・市民自主企画講座】	13-01-01	生	
	②市後援事業の推進	○子どもまつり・障害児のつどい(ボカボカはるのつどい)支援事業	13-01-10	生	
	③生涯学習センター利用者懇談会の充実				
	④生涯学習センター施設管理事業の推進	○生涯学習センター管理運営事業	13-01-09	生	
	(2)図書館事業の充実				
		○図書館児童向け事業	13-02-08	図	
		○学校図書館支援事業	13-02-11	図	
		○廃棄図書活用事業	13-02-09	図	
		○図書館資料・情報の提供事業	13-02-06	図	
		○音訳テープ作成ボランティア養成講習会開催事業	13-02-14	図	
		○音訳テープ等作製事業	13-02-13	図	
		○東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業	13-02-01	図	
		○図書館協議会運営事業	13-02-02	図	
		○図書館施設維持管理事業	13-02-03	図	
		○図書館車両管理事業	13-02-04	図	
		○図書館文書交換業務事業	13-02-05	図	
		○東京都市町村立図書館長協議会参画事業	13-02-10	図	
		○図書館広報事業	13-02-07	図	
		○日本図書館協会参画事業	13-02-12	図	
		○ブックスタート事業	11-04-07	図	
	(3)郷土資料室の充実				
	○郷土資料室運営事業	13-03-12	生		
5.芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。					
(1)市民交流の場の充実					
6.東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。					
(1)埋蔵文化財の調査と保護の推進					
	○埋蔵文化財調査報告書刊行事業	13-03-07	生		
(2)文化財の保存と活用の推進					
①文化財展示・保存施設の充実	○文化財施設管理事業	13-03-03	生		
②市所蔵文化財の管理と整理の推進	○文化財保存調査事業	13-03-02	生		
	○埋蔵文化財保存事業	13-03-04	生		
③補助金交付の充実	○文化財修理補助事業	13-03-06	生		
	○文化財保護団体支援事業	13-01-03	生		
④文化財保護意識の普及の推進	○文化財パンフレット刊行事業	13-03-10	生		
	○文化財講座等普及事業	13-03-11	生		
	○文化財資料集刊行事業	13-03-09	生		
	○文化財出版物普及事業	個-71	生		
	○文化財説明板設置事業	13-03-05	生		
	○郷土芸能保存の支援事業	13-03-08	生		
⑤文化財保護審議会の充実	○文化財保護審議会運営事業	13-03-01	生		